

医師偏在対策の推進を

新たな地域医療構想等に 関する検討会が取りまとめ

「新たな地域医療構想等に関する検討会」は12月10日、これまでの議論の取りまとめを行った。現行の地域医療構想では、「病床数の議論が中心となり、将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた議論がなされていく」などが指摘されており、2040年に向けた地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携等に関する事項を定めている。

医療機関機能に着目して同構想を策定・推進することに伴って、医療機関から都道府県に対して医療機関機能を報告する仕組みを創設する。具体的には、二次医療圏等を基礎とした構想区域ごとに確保すべき医療機関機能として「高齢者救急・地域急性期機能」「在宅医療等連携機能」「急性期拠点機能」「専門等機能」を位置付けるとともに、広域な観点で確保すべき医療機関機能として「医療及び広域診療機能」を位置付ける。医療機関は、これらの医療機関機能を確保していること、今後の方向性等について報告同報告に当たっては、地域の実情に応じて一医療機関が様々な医療機関機能を担っていくことが想定されることから、複数の医療機関機能を報告することも想定している。

新たな地域医療構想における医療機関機能の「名称と定義」は以下のとおり。

「高齢者救急・地域急性期機能」 Ⅱ高齢者をはじめとした救急搬送を受け入れるとともに、必要に応じて専門病院や施設等と協力・連携しながら、入院早期からのリハビリテーション・退院調整等を行い、早期の退院につなげ、退院後のリハビリテーション等の提供を確保する。

「在宅医療等連携機能」 Ⅱ地域での在宅医療の実施、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院対応を行う。

「急性期拠点機能」 Ⅱ地

域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するように、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供を行う。

「専門等機能」 Ⅱ上記の機能にあてはまらないが、集中的なりハビリテーション、中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を行う。

国民医療の 確保のために 病院診療報酬の 引き上げを

「医療及び広域診療機能」 Ⅱ大学病院本院が担う、広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医療従事者の育成、広域な観点で求められる診療を総合的に担い、また、これらの機能が地域全体で確保されるよう都道府県と必要な

連携を行う。

◆ ◆ ◆

同検討会は「医師偏在対策に関する取りまとめ」も行った。医師確保計画に基づく取組の更なる実効性を確保するためには国によるサポートを行いながら都道府県の地域の実情に応じた医師偏在対策を促進する必要がある。特に早急に医師確保を要する地域について、必要な医師が確保できず人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域など、へき地であっても人口規模

地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域もある。このことから、まず早急に取組む地域の対策として「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」を設定した上で「医師偏在是正プラン(仮称)」を策定、優先的かつ重点的に対策を進めるとしている。

なお、医師が不足する地域における勤務を促進するためには、経済的インセンティブを通じて意欲をもって勤務する環境を整備することが重要であると指摘した。

要とします。これに適切な評価、報酬が付けられないのです。又インフレの時代には2年に1回の診療報酬改定が追いつかないのです。薬価を毎年改定するより先にこちらをやるべきです。処遇改善

本外科医大、もう一つは日本産婦人科医大です。1県1医大や地域枠でも、プロフェッショナルエゴイズムで「直美」などに走る最近の風潮に、プロフェッショナルオートノミーシンドロームで、地方では診療科偏在解

の要件緩和です。例を挙げると、NST加算などは医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士などで構成されますが、地方では管理栄養士が余り

ナッシングでなく、半分とか3分の1は付けて欲しい、残して欲しいと与党の会議で主として地方議員にお願いしていたのがやっと叶いました。タスクシフト/シェアも限界でタスクそのものを減らして欲しいとの主張もかなり採用されています。

年頭所感

2025年(令和7年)乙巳(きのとみ)あけましておめでとうございます。

昨年創立60周年の当連盟は新しい一歩を踏み出す年でもあります。本当なら正月らしい目出度い話や医学・医療の目覚ましい進歩などをお話したいのですが、なかなかそう上手くは問屋(厚生労働省、その後ろ盾財務省)が卸してくれませ

日本維新、令和新選組などが議員立法的に。自公の一部議員も賛成を頂きました。読者諸兄姉もお目にしたかも知れませんが、全42病院のうち32病院が赤字、総額260億円。生命にかかると、薬品、診療材料を多く必

先日、国立大学病院長会議が悲痛な記者会見を開きました。読者諸兄姉もお目にしたかも知れませんが、全42病院のうち32病院が赤字、総額260億円。生命にかかると、薬品、診療材料を多く必

ただで足が出る改定だったと思っています。新しい資本主義の核となる病院医療、特に地域医療が破綻しつつあります。これに気が付いて、この法案が出てきたのでしょうか!?

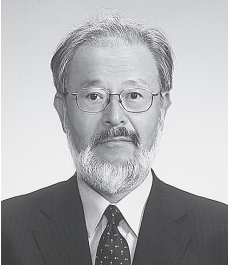
最も驚いたのは新設医大が2校、1校は日

居らず奨学金などでずっと雇用。しかし数年で寿退職、あるいは奨学金の義務年限後は退職して高給の食品メーカーなどに移ってしま

職種が頑張っても加算は消滅。働き手が少なくなる中でオールオア

昨年の元旦は入院中に能登半島地震でビックリしましたが、こんなニュースでビックリしたいものです。今年も役員一同、夢に近付けるよう努力致しますので、御指導御支援の程よろしくお願い申し上げます。移転後の事務所やセミナーへの御来訪をお待ちしております。

2025年 元旦 (赤穂市民病院・名誉院長)



夢を追い続けよう!!

一般社団法人 全国公私病院連盟

会長 邊見 公雄

日本維新、令和新選組などが議員立法的に。自公の一部議員も賛成を頂きました。読者諸兄姉もお目にしたかも知れませんが、全42病院のうち32病院が赤字、総額260億円。生命にかかると、薬品、診療材料を多く必

先日、国立大学病院長会議が悲痛な記者会見を開きました。読者諸兄姉もお目にしたかも知れませんが、全42病院のうち32病院が赤字、総額260億円。生命にかかると、薬品、診療材料を多く必

ただで足が出る改定だったと思っています。新しい資本主義の核となる病院医療、特に地域医療が破綻しつつあります。これに気が付いて、この法案が出てきたのでしょうか!?

最も驚いたのは新設医大が2校、1校は日

居らず奨学金などでずっと雇用。しかし数年で寿退職、あるいは奨学金の義務年限後は退職して高給の食品メーカーなどに移ってしま

職種が頑張っても加算は消滅。働き手が少なくなる中でオールオア

昨年の元旦は入院中に能登半島地震でビックリしましたが、こんなニュースでビックリしたいものです。今年も役員一同、夢に近付けるよう努力致しますので、御指導御支援の程よろしくお願い申し上げます。移転後の事務所やセミナーへの御来訪をお待ちしております。

2025年 元旦 (赤穂市民病院・名誉院長)

いる鉛筆

吉田松陰は、刑死前日に「留魂録」を一通書き終え、一通を牢名主沼崎吉五郎に託した。沼崎は三宅島に流されたが、十数年間これを守り抜き明治七年赦免。松陰の義弟榎取素彦を訪ねた。榎取は「留魂録」は秋に届き、あなたの苦勞は無駄骨だったという「留魂録」を手せず。これを知った塾生野村靖は怒り、萩の一通は紛失し、師の真筆は、沼崎の持つ一通のみ、いかなる対価を払っても入手し大切に保管しなければ師に顔向けできないと。明治九年、沼崎が野村を訪れ、野村は沼崎の希望より多いお礼を渡し、沼崎は喜び、もう一通書きかけの「諸友に語る書」を渡した。松陰は当初、肉親への「永訣書」、塾生らへの「諸友に語る書」を書き始めたが、後者を途中で中断し、新たに「留魂録」を書いたことが判った。その後の沼崎の消息は不明。野村靖は、死後も師のそばにとの強い願いにより、師の遺骨の眠る東京若林の松陰神社内の「吉田寅次郎藤原矩方墓」の側に埋葬された。現在、この三書は秋の松陰神社「至誠館」に保管。沼崎吉五郎の功績は大であり、萩の松陰神社の隣にある塾生らを祭る松門神社に、平成二十七年、特例で合祀された。以って、瞑すべし。 (K・Y)

令和7年 新春 元旦

令和7年という変革の年に際して

全国厚生農業協同組合連合会
代表理事会長

長谷川 浩敏



月に「農政の憲法」である「食料・農業・農村基本法」の改正案が成立し、わが国の農業は歴史的な転換点を迎えました。

令和7年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

日頃よりJA厚生事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

農業情勢では、昨年5

化が図られました。特に在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化、リハビリテーションの質の向上などが重点的に評価される結果となりました。

一方で、昨年は物価高

騰が続き、エネルギーコストや医療材料費、建築費等の上昇により、多くの医療機関が経営面で厳しい状況に直面しています。

特に、診療報酬が公定価格であるため、コスト増加分を価格に転嫁できず経営を圧迫する要因となっており、地域医療の持続に関する懸念が高まっています。

本年においては、団塊

の世代の多くが75歳以上となる年となり、国の地域医療構想の実現に向けた重要な年となります。厚生労働省は、さらに2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築を目指しており、地域包括ケアシステムの深化や医療機能の分化・連携のさらなる推進が求められています。

また、医師の働き方改革が本格的に始動し、医療現場では労働時間管理の厳格化や勤務環境の改善が急務となっています。

同時に、医療DXの加速により、電子カルテの標準化や全国医療情報プラットフォームの構築など、効率的で質の高い医療サービスの実現に向けた取組が進められています。

本年も、皆様方から、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

わが国の精神医療が 新たな一歩を踏み出す年にしたい

一般社団法人
日本公的病院精神科協会

会長 北村 立



謹んで、令和7年、新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、昨年は、新

した。1年経過した今も復興は遠く、本年も全国のみなさま方からの温かいご支援をお願いするとともに、今年こそは穏やかな年になることを切に願うばかりです。

△には日本公的病院精神科協会（公精協）の代表として参加し、民間の精神科病院団体と同じ土俵で議論しました。精神医療も地域医療構想の対象になれば、それぞれの地域ごとで総合病院精神科や単科精神科病院、精神科クリニックの役割を明確にする必要があります。精神科地域包括ケア病床や包括的支援マネジメントにより、精神疾患をもつ人の退院支援、地域定着支援が一層具体的に

精神科病院の構造改革は待たなす。地域に目を向ければ、アルコールばかりでなく、ギャンブルや市販薬などの依存症、ひきこもり、児童虐待、高齢者の孤独や孤立、8050問題や老々介護など、精神科関連の問題があふれており、学校や職場でもメンタルヘルスは重要な課題です。精神医療保健福祉が整わなければわが国の未来はないといっても過言ではなく、その点において、公精協が果たすべき役割は重大です。本来、精神医療保健福祉は公的機関が請け負うべきものだからです。

「巳」という字は胎児の形を表した象形文字で、子宮が胎児を包む様子を表すそうです。またへビが冬眠から覚めて地上に這い出すことから、草木が芽を出し「新しい種子が生まれる」という意味もあるそうです。以上より、巳年は力を蓄えていたものが芽を出す「起点」の年、脱皮することから「再生と誕生」の年、巳（み）と実（み）を掛けて「実を結ぶ」年などと言われるそうです。今年が、わが国の新しい精神医療の出発点となるよう、思う存分やらせていただくと考えています。

（石川県立こころの病院・院長）

お疲れ様でした。で、 今年もきつとお疲れ様です。

一般社団法人
岡山県病院協会

会長 重井 文博



今年は「古い皮を脱ぎ捨て、新しい姿に生まれ変わる」ですが、変わるなら大学生をやり直したいです。「あんなに時間たっぷりあったのに…」と想つこの頃です。

昨年、1月1日能登半島地震が始まりました。本震の震度7、地表面での最大加速度2.828ガルは半島先端の震央ではなく、60km南西に遠く離れた志賀町で観測された。なんと志賀原発の真北わずか11kmであった。使用済核燃料プール水が溢れ出た。変圧器が破損し5回線中2回線が全く使えなかった。事故時の

監視システムであるモニタリングポストが機能せずなど、かなり危険な状態であったという認識は皆さん無いのでは。11月28日連盟主催「医療事故セミナー」での石川県立中央病院岡田俊英院長のご講演で私は初めて知りました。冒頭、ご自宅電話が鳴って頭に走ったのは「ああ、原発が…」とのお話でした。「県内唯一の基幹災害&原子力災害拠点病院」との事で、なるほどです。その後の獅子奮迅は存じの通り。

岡山県に原発は無く、また災害が少ないという一般認識から、東日本大震災直後の南関東からの避難、移住が目立ちました。ですが、少し距離は離れますが愛媛県西端、豊後水道に飛び出す佐田岬に伊方原発がありま

内が凍りつきました。市内病院群挙げての分散した避難所での支援や入院受け入れ。DMATを始め全国からの支援チームが集まる対策本部の緊迫感。今もあの情景が目につきます。支援に行くと、自院へ受入れの想定はしていたが、県外からの支援チーム多数受入れは思いも寄らずで、混乱しました。「災害はいつ起こるか判らん。不意を突かれた」それが昨年の元旦でした。ね。忘れた頃にやってくる。を肝に銘じ、県協会一丸で備えたいところです。財務省や経済財政諮問委員会

発想を変え

新たな取り組みが必要な時

日本赤十字社病院長連盟

会長 牧野 憲一



2023年度の決算で赤十字病院グループの多くの病院が赤字となり、グループ全体で200億円以上の赤字であった。2024年度はそれ以上

に業績が悪化している。

診療報酬改定2024は

昨今の物価高、人件費高

に対応しておらず、医療

機関の経営を圧迫する結

果となった。赤十字病院

グループが、長年続けて

きたグループ運営からグ

ループ経営に舵を切った

ことは昨年の年頭所感で

述べたとおりである。こ

れにより赤十字病院グル

ープはグループとしての経営力を強化している。今後はさらにグループとしての財務体質の強化も目指すことを計画している。

現在、個々の施設が独

立しているとの認識で、

借入れの際には個々の

施設が銀行から借入れ

を行っている。当然利息

分の資金が外部に流出す

る。一方で財務状況の良

い病院は銀行に預金する

がその利息は借入と比べ

ればはるかに低い。そこ

で、今後はグループ内で

資金を融通することにより資金の外部流出を防ぐというものである。グループ一丸となって健全な病院運営を目指して行く。

今、赤十字病院のみならず多くの病院が赤字に苦しんでいる。個々の病院が経営改善の努力を

しているが従来の方法では改善が難しい。他の業界からは病院の労働生産性の低さを指摘される。労働集約型産業である医療

業界は利益率が低い。今後は思い切った手段により労働生産性を上げる取り組みが必要となる。

私が目をつけているのはRPA・AIといったIT技術の利用である。

医療職が行う業務の中で文書作成や記載・記録が明らかに増加しており、それが負担になっている。日常診療における文書記載、診療情報提供書の作成、カンファレンスの記録、さらには患者への説明・同意取得の記録をIT技術により自動化できればかなりの効率化が図れる。生産性は向上する。

働き方改革によりタスクシフティングが叫ばれているが、最近シフト

先の人材確保も出来な

い。それが今後さらに悪

化する。国が進めている

余りメリットの見えない

医療DXに振り回されて

いる医療業界であるが、

の世代的多くが75歳以上となる年となり、国の地域医療構想の実現に向けた重要な年となります。厚生労働省は、さらに2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築を目指しており、地域包括ケアシステムの深化や医療機能の分化・連携のさらなる推進が求められています。

また、医師の働き方改革が本格的に始動し、医療現場では労働時間管理の厳格化や勤務環境の改善が急務となっています。同時に、医療DXの加速により、電子カルテの標準化や全国医療情報プラットフォームの構築など、効率的で質の高い医療サービスの実現に向けた取組が進められています。本年も、皆様方から、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 全国公的病院連盟 加盟8団体	
公的病院連盟 全国自治体病院協議会	全国公立病院連盟
全国厚生農業協同組合連合会	日本赤十字社病院長連盟
全国済生会病院長会	一般社団法人 岡山県病院協会
日本私立病院協会	一般社団法人 日本公的病院精神科協会

真にメリットが見える改革（DX）となる。私はこの取り組みをデジタルタスクシフティングと名付けている。これからは発想を大きく転換して業務を見直し労働生産性を高めることが必要である。

（旭川赤十字病院・院長）

健康会議」開く

苦悩する医療界 をテーマに ～人なし・金なし・薬なし～

10月2日(水)、日本教育会館「一ツ橋ホール」で

全国公私病院連盟は昨年10月2日に、日本教育会館「一ツ橋ホール」(東京都千代田区一ツ橋)において、第34回「国民の健康会議」を開催しました。今回のテーマは「苦悩する医療界～人なし・金なし・薬なし」で、第1部は渡邊古志郎氏(横浜市立市民病院・名誉院長)の司会により、①雨森正記氏(医療法人滋賀家庭医療学センター・理事長、弓削メディカルクリニック・院長)、②田村隆氏(日本メディカル給食協会・副会長、淀川食品株式会社・代表取締役社長)、③梶原伸介氏(宇和島市病院事業管理者)、④桃林孝次氏(株式会社スズケン執行役員・病院統括部長)の4氏から各界の状況を報告していただき、第2部では、行天良雄氏(医事評論家、全国公私病院連盟・顧問)の司会により、⑤横倉義武氏(日本医師会・名誉会長)、⑥山口育子氏(ささえあい医療人権センターCOML・理事長)をお迎えし、⑦全国公私病院連盟の邊見公雄会長を交えた総合討論を行いました。今号では当日の模様を事務局で取りまとめて掲載します。【文書事務局】

滋賀家庭医療学センター・理事長
弓削メディカルクリニック・院長

雨森正記氏



【渡邊】 第一部の司会を務めます渡邊です。第1部では、本日のテーマである「苦悩する医療界～人なし・金なし・薬なし」に沿った各界からの報告を伺って、後半の総合討論につなげたいと思います。

最初にお迎えするのは雨森正記先生です。自治医科大学を卒業され、現在は滋賀家庭医療学センターの理事長として弓削メディカルクリニックな

ど3つのクリニックを統括されています。よろしくお願いします。

【雨森】 こんにちは。私からは「医師の地域偏在と総合診療専門医の養成」というテーマでお話をさせていただきます。と思います。

私は大学を卒業して病院に勤務した後、5年目に滋賀県の竜王町に赴任して、それ以来36年間、診療所で診療を行っています。竜王町は琵琶湖の南東部にあって人口は約1万1千人。高齢化率は28%です。以外に低いと思うかもしれませんが、町内にタイハツの滋



司会・渡邊氏

賀工場があつて独身寮があるので見かけ上は低いんです。それがなければ40%を超えていると思います。近江牛の故郷で人口が1万人なのに肉牛は3千頭います。

※以下スライド使用
写真をご覧ください。

写真は田んぼ、その中にボットンとあるのが滋賀家庭医療学センターです。ここで「地域の医療と介護を支える家庭医療の拠点」を目指して、「弓削メディカルクリニック」という本院以外にも、『あえんぼクリニック』とい

う私が最初に赴任した国保診療所の管理委託、昨年の4月から近づくで開業されたので先生が引退されたので引き継いだ『どうこんクリニック』、この三つの診療所を経営している形になります。さて、4年前から滋賀県医師会の理事になりました。県医師会の理事になりまして県の地域医療対策協議会に参加するようになりまし。最初の会合の時に「厚労省から、各科の専門医の養成について、県内で年間何人必要なのか出せと言われたけれども、滋賀県にはそういう基礎データがないから出せない。3年後に先送りする」と…。それはないやろ。と思いましたが私がつくつてみました。滋賀県内の内科系・小児科系診療所と病院をグループマップでプロットしたんです。約800カ所ありました。青色は内科系診療所、黄色は小児科系診療所、緑色は病児科系診療所、更に65歳未満の方が勤務している診療所だけピックアップしました。そうすると一目瞭然です。ここに琵琶湖大橋がありますが、それよりも下側(京都市

に近い方)に点が集中しています。上の方(福井県に近い方)はスッカスカ。この辺に私の実家があつて兄が診療しているのですが今年65歳になりましたので点が消えましたが、ここに約3万人が住んでいて、65歳未満の方が勤務している診療所は2つだけ。正直言って在宅医療は65歳以上だとシンドイです。私は64歳ですけど、1人で24時間365日在宅医療なんてではへんわと…。皆さんもニュースで聞いたことがあると思いますけれども、実際にこうして絵で見るとよくわかつていた

本は毎年7千人ぐらいやっています。校医・園医はやっていただけるところがなくて私のところに集まっています。コロナの時には発熱外来が集中して、1年間で3千3百人ぐらいのコロナ陽性の患者さんを診ました。在宅患者さんに関しては年間50名ほどの看取りをさせていたでいます。県内の市町別自宅死亡数がわかるのですが、竜王町は小さな街で人の目が行き届いているので孤独死は年間1人いるかないいかです。これは悪性腫瘍、がんの末期で自宅で死亡される方の割合です。けれども約4割のがんの患者さんが自宅で亡くなっています。在宅医療専門でもっとたくさんやっておられるところはありますけれども、私のところの特徴は若い先生と一緒にやることです。

他のにも学校へ行つて救急の指導、HPVワクチン説明会、地域に出向いて看取り教育、認知症の啓発、そういう活動はグループで行うことで一人の医師の負担を減らすようにしています。

【田村】 次は講師は田村隆さんです。日本メディカル給食協会の副会長、淀川食品株式会社の代表取締役社長



田村隆氏

【田村】 ご紹介ありがとうございます。ほとんどどの産業が同じような課題に直面していて、物価高騰、賃金上昇、人材不足で人の確保が大変です。これらの課題を解決するには、一般的に考えれば値上げをすればいいじゃないかと…。国も賃上げを推奨していますし、人が不足しているから企業努力で合理化やIT化をすればいいという

【雨森】 町内で亡くなるのが年120人ぐらい

私たちが目指しているのは「普通の家庭医」と言っておりまして、幅広く外来の診療ができる、普通に予防・教育ができる、普通に在宅医療・在宅の看取りができる、普通に多職種や地域の住民と協働できる、普通にその町で楽しく生きていく。私たちは質の高いそういう普通のことができる「かかりつけ医」を養成したいと考えています。それがひいては医療を通した街づくりになると思いますので、これからの地域医療の参考にしたいですね。

【雨森】 激増しています。私が外来で診療する約8割は高齢者ですが、恐らく半分が一人暮らしです。しかも昔の家のので大きいんです。頼むからこけんといて。言い続けています。

5面へつづく



病院の給食部門の収支

第34回「国民の

4面からつづく

~~~~~

す。品数、1品当たりのグラム数、食材の制限、ニンジンは一週間に何回以上使ってはいけないとかいう食品禁止事項もあったりします。硬さ、繊維質がどこまで許容できるか、そういった細かいルールもあります。

病院給食は大別して『一般普通食』と『特別治療食』に分かれます。食事形態も非常にたくさんありまして、主食のお米だけでも「米飯」「軟飯」「全粥」「五分粥」「三分粥」「ミキサー食」と複雑で、とても手間がかかります。作業もチェックも大変なので多くのスタッフが必要となり、人件費が増加する要因となっています。

病院の給食部門の収支状況を見ますと多くの病院が赤字です。平成29年度の調査では1人1日当たり『費用』が2454〜2475円かかるのに、『収入』は1920円と公定価格で決まっているからです。今年の6月から27年ぶりに1食当たり30円上がって2010円になりましたが、1食当たり670円(保険給付180円、自己負担490円)、朝昼晩3食で2010円。これで、食材費、調理にかかる加工費、人件費、水道光熱費、設備費、全てを賄わなくてはなりません。

人材の確保も困難になっています。ここ30年間で調理師免許を取る人の数が約半分に減少しています。私は大阪に住んでいるんですけども、来年は万博が開催されるし、近い将来、統合型リゾート(IR)が開業したら一体どうなるかと…。

当社の状況になります。この6年間で70歳以上の従業員が占める割合が約2倍になりました。どの産業でも高齢化が進んでいます。人間は年齢とともに様々な機能が低下するのは当然ですが、これまで2人でできていた作業が3人必要になる、4人がかりでなければできないという事例が社内各部署で散見されています。

メデイカル給食業界特有の課題では、管理栄養士・栄養士が必要なのですが、令和7年に卒業する予定の大学生の就職意

識調査によると我々のような食品サービス業、給食とかフードサービスを目指される方が極端に少ないんです。まさに「人なし」の現実を突きつけられています。

給食会社各社もこの状況を打破すべく様々な手段で合理化に向けた努力をしていますが、一つ提案したいのは、食事箋を全国で統一するのは難しいとしても、その地域の中で統一ができないかということ。学校給食には地域ごとにセンターがあります。病院給食でも同じようなことができれば合理化できると考えています。その後は、個別対応とか形態加工の標準化です。その個別対応は本当に必要なのか。基本的には今後増えていくと考えますが、厨房の人員が不足しても手間がかけられないという現実が差し迫っています。

人手不足を解決するには仕事の魅力を上げることが不可欠ですが、特に管理栄養士の仕事内容は、病院直営と委託会社で随分違うという現実があります。委託会社に勤めていただいても病院の方に転職するケースが後を絶たないんです。同じ国家資格を持つていても直営と委託では業務内容が結構違います。例えば、一定の要件を満たした給食会社、管理栄養士であれば、病院の仕事もできます。250床以下の病院であれば直営の管理栄養士と同じような仕



## 梶原伸介氏

宇和島市病院事業管理者

【渡邊】3人目の講師は梶原伸介先生です。梶原先生は徳島大学医学部を卒業後、愛媛県立今治病院、愛媛大学医学部附属病院、町立津島病院を経て、市立宇和島病院、同院の院長、現在は宇和島市病院事業管理者という立場にいます。よろしくお願ひします。

【梶原】 梶原先生とは、遠見先生がこんなに偉くなる前からの長い付き合い合いです。今回、東京に来て「苦悩する医療界」をテーマに話をしたら話そうかと考えたのですが、宇和島を「紹介し

す。病院の食事は「まずい・冷たい・早い」と言われていました。早いというのは夕食の時間が早いという意味で、昔は夕方4時ぐらいに給食が配膳されていました。これは直営での院内調理が原則でした。そんな中で日本メデイカル給食協会が設立に至った背景としては、病院給食にも競争原理を導入してレベルを上げていこう、そういう趣旨で設立されています。

話をそうと思います。宇和島市は、松山市から100kmぐらい、車で大体1時間20分。愛媛のずっと南にあります。現在の人口は約6万7千人です。平成17年に市町村合併をした頃には約10万人いたのですが、毎年1千5百人ぐらい減っていました。高齢化率は41・1%です。蜜柑がおいしいところで、もう極早生(こくわせ)が出ていますし、暖まるといってブランド蜜柑もあり有名です。

病院のことを紹介しますと、今でこそ新しくきれいな病院になりましたが、戦前からこの地域を守ってきた病院です。ここに宇和島城があつて、高校野球の強い宇和島東高校があつて、

した病院給食を提供していくことは、国民の健康維持と増進のために重要な任務であると僭越ながら思っています。そのためにも今後がんばっていきたいと思います。

【渡邊】 学生の就職先として、管理栄養士の資格を取ったのに、なんで病院給食業界に魅力を感じないのでしょうか。

【田村】 病院給食に魅

力を感じている方もいると思いますが、病院の場合365日朝昼晩、そういう現実があることも事実です。

【渡邊】 積極的に外国の方に入っていたかどうかという傾向はありますか。

【田村】 ございます。センターをお持ちの給食会社は、かなりたくさん海外技能実習生とか特定技能者を雇用されてい

ます。一般病院でも採用できるようにしましたので結構入っています。

【渡邊】 5年前に何日か入院したんですけれども、その時の食事は昔と比べて格段においしいと思ひましたよ。

【田村】 常にレベルアップしないといけないという思いで取り組んでいますので、またご指摘いただければと思います。

聞いてみますと、地元の他病院へ転職、慢性期・介護系へ転職、都会志向も多いですね。キャリアアップ、婚活、結婚、これは仕方がないんですけども、やっぱり急性期はシンドイと…。当院には周辺のほとんどの重症者が集まってくるので、そういう患者の看護は大変ですから…。

それで今、看護師さんが足りないのが1病棟減りました。426床を358床にしてみました。入院期間も減りました。そうすると、1人当たりの入院単価は上がりました。当院は急性期をやつて、周りの町立病院などに慢性期を受けてもらう。どんどん送って速く回転させているんですけども、今後もこれでやっていくのかどうかは少し心配です。最近またコロナが流行っています。ある病棟で8人の感染者が出ました。そういう人を隔離しないといけないので他の入院が受けられない。一昨日も金曜日に手術予定だった患者ができなくなりました。次にできるのは最低2週間先ということで、まだまだコロナの影響は続いている大変な状況です。

経営上は大変な状況です。手術件数はほとんど変わらない。やることはやっているつもりですけども、やっぱりコロナの影響がかなり強いと思っています。病院の経営状況は、私が院長になった時に新病院にするための返さないといけないお金があつたので約5億3千万円の赤字でした。それ以外のは大体赤字です。自治体病院は人件費比率が高いのですが当院は50%を超えていません。

そんな病院なんです。が、今、一番の問題は看護師さんが減っていることです。看護師確保対策として、看護学校訪問、奨学金制度、ウェルカムパーティー、ふれ合い看護体験、看護実習への積極的なかわり、新人看護師への精神的なサポートおよび教育研修制度の充実、リフレッシュ研修など、いろいろやっています。それでもコロナ禍で退職した数よりも、コロナ明けでもう疲れたと退職する人が結構多いんです。去年の退職理由を

て、今は358床で運営している。入院単価を上げるように努力しているけれども今後の運営がどうなるかは1年間様子をみないとわからないので、今大変な苦勞をしているところです。

【渡邊】 ありがとうございます。梶原先生のところで、医師の不足問題はないんですか。

【梶原】 愛媛県は『東予』『中予』『南予』と3つの地域があるのですが、当院は『南予』の中核病院なので愛媛大学から医者が来てくれます。大学としてもちゃんと専門医の養成ができるところに医者を送りたいです。しかし、近隣の慢性期系中心の病院では苦勞しています。

【渡邊】 厚労省の意向で、とにかく病院数、病床数を減らそうとしています。四国はそういう影響はあまり強くないですか。経営的に自治体からのプレッシャーは？

【梶原】 やはり急性期病棟が多いので減らしていく方向にあります。当院では今は358床で運用していますが、毎年の人口減にともなつて患者も減っていくので、元にはもどらんかなと…。田舎は財政規模が小さいし、住民は1次産業、魚の養殖とかミカン栽培をしていて他の産業もないものですから、人口減にともなつて財政的にも大変だと思っています。今はまだ大丈夫ですが、将来的にはわかりません。

株式会社スズケン

執行役員・病院統括部長

## 桃林孝次氏



役割です。もしお客様が直接メーカーに一品一品頼んで配達してもらつたとなると無駄が多いので、そこを繋ぐことを御が担っています。

【渡邊】 第1部の最後は桃林孝次さん、スズケンの病院統括部長です。スズケンという会社は医薬品の卸(おろし)をしていますので、医薬品の現状をお話いただきます。

【桃林】 このような機会をいただきありがとうございます。スズケンという会社は、愛知県の名古屋市に本社を置く創業91年の会社で、鈴木謙三商店から始まっているのでスズケンです。医薬品卸というのは普通の卸業、食品卸とかいろんな卸がありますが大きく機能は変わりません。薬を運ぶ物流機能、販売機能を持ち合わせています。少し違つのは、医薬品というのは非常に情報が大切ですので情報機能を持っているところです。

※以下スライド使用  
日本全国に病院は約8千あります。診療所がざつと10万軒、薬局6万軒と言われているので約17万軒のお得意様があつて、そこに対して約1万7千品目の医薬品だけではなく医療材料・診断薬も含めてご注文いただいたものをお届けするのが

生じたかというところ、一つには原薬入手難があります。日本は原薬を海外からの輸入に頼っていますので、海外で火事が起きたり事故や紛争があつたりすると日本に原薬が入ってきません。もう一つは「ジェネリック医薬品」の製造・品質管理の問題です。小林化工という企業が製造販売していた抗真菌剤に睡眠誘導剤が混入するという事案が発生しました。この問題に端を発して他社の製造管理や品質管理を調べたところ約14社が業務停止だつたり業務改善命令を受けるところになりました。とくに販売シェアの大きい企業の薬が出荷調整・制限されると、ドミノ式に他社の薬にも影響が出てしまつて、今の状態を助長しています。

なぜそういう製造が行われてしまつたかに触れたいと思いますが、国の方針が絡むところもあります。薬価が安いと医療費の抑制になるので、『後発医薬品』の使用率を令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上にするという目標が掲げられ、結果として何とか達成しています。ただし「品質及び安定供給の信頼性の確保を柱に…」の柱が折れてしまひました。『後発医薬品』のメーカーも結構無理な体制で製造をして目標を達成していた訳です。

この供給不足問題が2年近く継続している理由ですけれども、一つには『ジェネリック医薬品』の低価格があります。出荷制限がかかっている品目の約半分が1錠20円以下の薬です。また原薬が円安の影響により高騰している利益が圧迫され、経営が悪化しています。卸にも責任があるのですが、市場獲得のために安売りをしてきたので値が低くなつてしまひました。また「多品目・少量生産」という問題もあります。効率化のため一つのラインで3〜5品目をつくつたりしますので、非常に複雑になっています。

最後に卸の話を少しさせていただくと、今、1日の業務のうち約2割が出荷調整の対応に追われています。これを人件費に換算すると約548億円(の損失になります。アンケートによると過去1年以内に退職(転職)を検討した従業員割合は55%に達しました。今の状況は卸の経営も環境も非常に圧迫しています。そんな状況なんです、私たちが何とか患者様にお薬をお届けできるように努力しています。



## 横倉義武氏

日本医師会・名誉会長  
ヨコクラ病院・理事長



## 山口育子氏

認定NPO法人ささえあい医療  
人権センターCOML・理事長



## 邊見公雄

全国公私病院連盟・会長



## 行天良雄氏

司会  
医事評論家

【行天】 後半のディスカッションに入らせていただきます。前半では各界からの専門的なお話、現場の状況をご紹介いただきました。初めて聞いたという方もいれば、現実の問題として直面されている方もいらっしゃると思います。

【渡邊】 供給が回復するのは、いつぐらいと考えておられますか。

【桃林】 劇的な解決方法はないので少しずつ積み上げていくしかないと思つたんです。あと数年はかかると思います。

【渡邊】 ありがとうございます。第一部はこれで終了し、第2部に引き継いでいただきたいと思ひます。

「国民の健康会議」では8年ほど前に「期待される医者と」というようなテーマで対談させていただきました。

福岡県には、三池炭鉱という炭鉱町がありまして、その隣町に三池郡高田町というところがあつて、今は三つの町が合併して「みやま市」となりましたけれども、農業が主体の町です。病院は当然の代から来年で80年になるのですが地域の医療に關わつてきました。そういう私がどうしてか、今から14年ほど前に日医の仕事をするようになり、8年間も会長を務めさせていただきました。

その当時、何を考へて会長をしていたかと言うと、いわゆる医療というものは国民に開かれていないといけない。そして、地域を大事にしなきゃいけない。ですから、地域医療の再興を一つの大きなテーマとして会長を務めさせていただきました。

日医というのは基本的に医師の専門職能団体ですが、行天先生がおっしゃつたように、農協や経団連と匹敵する圧力団体である当時の教科書にも書かれていたぐらいなので、そういう認識を変えていこうと思ひました。日医というのは国民の健康と幸せを守るための組織なんです…。

世界的に見ても、日本の医療は素晴らしいんです。どこが素晴らしいか

と云つと、病氣をした時に、自分の支払える範囲の中で最高の医療が受けられる。病氣をした時はみんなで助け合つ気持ち

が国民に定着している。それが社会の安定性をもたらしていると思ひます。ですから、我が国の公的医療保険による国民皆保険は、しっかり守らなければいけません。しかしながら、先ほど報告をしていたいたように、医療現場にお金がない、人がいない、薬がない、という問題に直面しています。日医は、そういう問題と向き合つて国民の健康を守るために活動している組織だといつことをご理解いただければと思います。

【行天】 ありがとうございます。山口さんは「自身も病氣を経験されていて、医療を提供する側と患者側が互いにその立場を認め合い、よりよい關係をつくる活動をなさつています。その活動というのも、俗な言葉で言う「いちゃもんをつける」ではなく「つなぐ」といふことです。その辺りのお考えを含めて、聞かせたいだきたいと思ひます。

【山口】 ご紹介ありがとうございます。COML(コムル)が活動をスタートしたのが1990年なので現在35年目に入りました。活動を始めた当時、日医の第2次生命倫理懇談会がインフォームドコンセントを「説明と同意」と訳して、こ

れからの日本の医療に広めていくと記者会見まで開いて発表しました。逆に言いますと、今までは説明されていなかった、患者には情報が閉ざされていた。

私は、コムルがスタートした年、同じ月、あと2カ月で25歳という時に卵巣がんになりました。それが私が医療と出会うきっかけです。当時は、がん患者にがん伝えるのはタブーでした。自分の情報を教えてもらうことが苦慮するような時代でしたので、薬にしても、病院の薬剤部の中に薬の名前を切り取る係がいたと聞いています。ですから、私たち患者が薬を手にした時には、どんな種類の何という名前の薬なのか全くわからないようになっていました。つべこべ言わずに飲めという非常に乱暴な時代でした。医療のように専門性の高いことの説明を患者が受けたつて理解できない、全ても患者さんにお任せするしかない、受け身で甘んじるしかない、と諦めている方が大半で、そこで、本当にそれでいいんですかと疑問を投げかけたのが原点で、私たちもしっかりと自立をして、主役になつて医療に参加できるように賢い患者になりましよう、そう呼びかけて活動がスタートしています。

この34年間貫いてきた信念は、患者と医療者は決して対立する立場ではないということです。本来二人三脚で同じ目標に向かつて歩んでいく、前に進む。対立していたのでは前に進めないの、私たちは協働する医療を目指しました。この30数年で患者を取り巻く環境は大きく変化して、医師を初めとする医療者の皆さんが、本当に時間をかけて丁寧に詳しく、嘘偽りなく説明してくださるようになりました。35年前にはこうやって医療界の方の間に挟まつてお話をさせていただく機会はほとんどありませんでしたが、今は厚労省を初めとする様々な会議に患者の立場で参画をさせていただいています。

医療側あるいは行政、産業界、患者、それぞれ立場が違つて当然です。その立場を超えて同じものを目指していこう、そういう協働の議論をする場が少しずつできています。一般の医療を受診している患者さんや医療現場の人たちにも、これが一般的だと言えるような時代になることを目指していきたいと思います。

さて、日本の医療保険制度ですが、先進国の中でも先駆けて昭和36年に始まつた国民皆保険は、非常にありがたい制度で、この先も維持していただきたいという思ひです。その一方で、ここ10数年前と言つていいでしょうか、私自身



7面からつづく

~~~~~

録し、原則としてその医師が診療を行うことになっています。日本もそうしたらいいという意見もあるんですけども、私は今の日本にはそぐわないと思うんです。そもそも医学教育自体が登録制を念頭に置いて教育して

いないので教育自体を変えなきゃいけない。それに付随する法律も変えなきゃいけない。国民の意識も一から変えていかなきゃいけない。それはあまり現実的じゃないと思います。

今、大きな病院、例えば200床以上の病院や地域医療支援病院に紹介状なしで受診すると、7000円の特別料金を支払うことになっていま

【行天】 コロナの時に、かかりつけ医が診てくれなかったという問題が起きました。かかりつけだと思っていたので受診しようとしたら、熱があるんだつたら来ないでくださいと。病院でも一時期そういう状態がありました。このことは、かかりつけ医を議論するよい機会だったので、コロナが5類にな

つてうやむやになっ

まったのが残念ですね。【山口】 コムルでは、様々な電話相談をこれまで7万件ほど受けていま

す。コロナ禍でもいろんな相談がありましたけれども、実は、かかりつけ医が診てくれなかったというのはほとんどなかったですね。

に、診療所の先生は高齢の方が多いです。あの時は、志村けんさんとか、いっぱい有名人が亡くなりましたし、気持ち

に、家庭医、総合診療専門医というお墨つきをもらっていたらもっと自信を持てたかもしれませ

後の希望です。【行天】 本当にお体に気をつけて、頑張ってい

ムのあり方について、いろんな団体間の綱引きが始まってしまいました。

意見にはなれなかったということなんです。【雨森】 ロールモデルがいらないというような話を聞かれましたら、うち

をお願いして、閉めていただきたいと思います。よろしくお願いします。【中嶋】 行天先生の司

クがありまして、当初は自らの命を投げ出すような働きぶりで奮闘する医

コロナ以降の受診抑制もあいまって、本日のテーマ「人なし、金なし」と

【行天】 細かい色々な問題がたくさんありますけれども、例えば、軽傷者が救急車を利用した場

【行天】 細かい色々な問題がたくさんありますけれども、例えば、軽傷者が救急車を利用した場

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

【行天】 雨森先生のとこでは、ものすごく一生懸命やっています。実績も出して、それでNHKも番組として取り上げた訳です。すばらしい地域医療をなさっていると思うのですけれど

全国公私病院連盟の会員病院向け保険制度のご案内

雇用慣行賠償責任保険

「ハラスメント」「雇用問題」に対する備えは万全ですか？

雇用上の差別・各種ハラスメント・不当解雇等、雇用慣行に関連する賠償請求のケースは多岐に渡ります。また、雇用慣行賠償リスクはマネジメントレベルの管理では防ぎきれない性質が強く、有事の際の費用や、対応体制の構築も同時にご検討されることをおすすめします。

使用者賠償責任保険

労働災害補償制度とは別に、民法上の責任が発生した場合の高額補償に備えませんか？

労働災害に認定された場合であって、その災害について事業主の過失をめぐって争われるような場合は、民法上の損害賠償責任が問題となるケースが増えています。

保険期間：2024年11月1日～2025年11月1日
※いつからでも中途加入が可能です。

＜お問合せ先＞

取扱代理店

引受保険会社

株式会社 公私病連共済会

〒111-0042 東京都台東区寿 4-15-7

食品衛生センター7階

TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

損害保険ジャパン 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 03-3349-5113

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

★ 保険の詳しい内容は、パンフレットを「全国公私病院連盟ホームページ (https://www.byo-ren.com)」の「保険のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。右記のQRコードからのアクセスも可能です。



SJ24-05793 2024/08/07



公私病連ニュース

発行所
一般社団法人
全国公私病院連盟
東京都台東区寿4丁目15-7(〒111-0042)
食品衛生センター7階
TEL03(6284)7180 FAX03(6284)7181
https://www.byo-ren.com/
編集
全国公私病院連盟・広報委員会
毎月1日発行 年間購読料1,000円
(購読料は会費に含まれます)

国民医療の 確保のために 病院診療報酬の 引き上げを

2040年頃に向けた医療提供 体制の総合的な改革に関する意見

社会保障審議会「医療部会」(12/25)

2040年頃に向けた意見を 社保審医療部会が取りまとめ

社会保障審議会「医療部会」は昨年末「2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見」を公表した。同意見では「2040年頃を見据えた新たな地域医療構想」「医療DXの推進」「オンライン診療の推進」「美容医療への対応」の他、「医師偏在対策」では①医師確保計画の実効性の確保、②地域の医療機関の支え合いの仕組み、③経済的インセンティブ等について述べている。

今回、社保審「医療部会」が公表した意見では、

「2040年頃を見据えた新たな地域医療構想」については、入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想を策定するとしている。

また、医療機関機能(①高齢者救急・地域急性期機能、②在宅医療等連携機能、③急性期拠点機能、④専門等機能、⑤医療及び広域診療機能)の報告制度を創設し、二次医療圏を基本とした地域での協議、都道府県単位での協議、在宅医療等のより狭い区域での協議

を実施するとした。

この他、都道府県知事の権限(医療機関機能報告の創設に伴う必要な機能の確保、基準病床数と必要病床数の整合性の確保等)を明確化すること、厚労大臣の責務も明確化(データ分析共有、研修等の支援策)する。

「医療DXの推進」については、電子カルテ情報共有サービスの構築・普及、次の感染症危機に備えた電子カルテ情報の利用を図るとともに、マイン保険証一枚で医療費助成を受けられる仕組みの整備を行う。

また、公的データバースの利用促進などの医療情報の二次利用を推進するとともに、社会保険診療報酬支払基金を医療DXに係るシステム開発・運用主体として抜本的に

改組する。
「オンライン診療の推進」については、オンライン診療の法定化・基準の明示、オンライン診療受診施設設置者における届出を行う。

「医師偏在対策」については、医師確保計画の実効性を確保。具体的には「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」の設定と「医師偏在是正プラン(仮称)」の策定を行い、地域の医療機関の支え合いの仕組みとして、医師少数区域での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関を公的医療機関へ拡大する。

また、外来医師過多数区域における、新規開業希望者への地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請・勧告・公表と、保険医療機関の指定(6年から3年等

への短縮)を連携して運用することとした。

なお、医師偏在対策に係る経済的インセンティブとして、重点医師偏在対策支援区域における支援を実施する。具体的には①診療所の承継・開業・地域定着支援、②派遣

医師・従事医師への手当増額(保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える)、③医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援をするともに、全国的なマッチング機能の活用、医師養成過程を通じた取組を行う。

「美容医療への対応」については、美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入を行う他、関係学会によるガイドライン策定を行う。

社会保障審議会医療部会においては、医療提供体制の改革について審議を重ねて来たところであり、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり意見をとりまとめた。

1. 基本的な考え方
▼将来の人口構造の変化に対応した医療提供体制を構築することが求められている。
▼人口は、全国的に生産年齢人口を中心に減少するが、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。

▼こうした地域差の拡大に伴い、地域ごとの課題や地域に求められる医療提供体制のあり方はそれぞれ異なったものとなる。
▼医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者の増加に伴い、85歳以上を中心に高齢者の

救急搬送は増加し、在宅医療の需要も増加することが見込まれる。
▼地域ごとにみると、生産年齢人口はほぼ全ての地域で減少し、高齢人口は、大都市部では増加、過疎地域では減少、大都市部では高齢人口が増加する地域と減少する地域がある。
▼こうした地域差の拡大に伴い、地域ごとの課題や地域に求められる医療提供体制のあり方はそれぞれ異なったものとなる。

▼さらに、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が更に困難となるが見込まれ、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等に着実に推進していくことが重要となる。

時評

新たな地域医療構想の 取りまとめが公表された。医療介護の複合 ニーズを抱える85歳以上 人口の増大や、現役 世代の医療需要減少に 対応すべく、治す医療 と治し支える医療を担 う医療機関の役割分担 を明確化し、地域完結 型の医療介護提供体制 を構築する、2040 年とその先への撤退戦 シナリオである。



地域医療構想の10年

連盟 副会長 浦田 士郎

税の一体改革審議の末、2012年11月に社会保障制度改革国民会議が設置された。首班交代が毎年繰り返され、分りにくい展開であったが、社会保障国民会議は、負担と給付

の財政バランスを疲弊させ、社会保障と財政規模の均衡を一層深刻に考へての議論展開となった。

2013年8月の最終報告書(医療介護分野)では「病院完結型

の財政バランスを疲弊させ、社会保障と財政規模の均衡を一層深刻に考へての議論展開となった。

19年の公立公的医療機関再検証対象施設の公表であった。

そもそも地域医療構想は、医療計画の一部であれ上位概念であり、効果的で質の高い

の透明化を通じて国民の合意形成を図り、社会保障の持続可能性と機能強化の両者を提起した画期的なものに思えた。

その後、社会保障と

革の目的と政策の方向性は二度の政権交代を通じて引き継がれ、医療介護分野の優先課題と位置づけられた。但しリーマンショックと東日本大震災は我が国

から地域完結型の医療への転換が求められているが、関係者の努力にも拘らず、結果的に提供される医療の総体

や働き方改革の問題の顕在化を背景に、これらの三位一体的改革が推進されてきた。この10年間、医療関係者に

医療提供体制構築のためのツールであり、機能分化と連携推進は、市場原理でも国家統制でもなく、データによる制御を基本に据え、関係者が自主的に取組むことが核心である。

我々医療者は、今後もこの哲学を堅持し、設立母体の壁を超えて団結し、地域に立脚した連携以上・統合未満で支配関係のない真の地域医療連携推進法人「的」存在として生き延び、新たな保健・医療・福祉の創造に挑むべきである。

1面からつづく

~~~~~

についても、将来にわたって医療提供体制を確保するため、その養成のあり方や偏在等の課題、専門性を発揮した効果的な活用的重要性が指摘されている。

▼これらの課題に対応し、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年以降においても、全ての地域・全ての世代の患者が、適切な医療・介護を受け、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保することを旨として、医療提供体制を整備していく必要がある。

▼こうしたことを踏まえ、新たな地域医療構想の策定を進め、医師偏在の是正を総合的に推進し、医療分野のデジタル・トランスフォーメーションを確実かつ着実に推進することで、より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築していくことが必要である。

▼なお、これらの対策は、その実施状況を踏まえ、効果を把握した上で、必要な見直しを行っていくべきである。

2. 具体的な改革の内容

(1) 新たな地域医療構想について

▼本学会における審議も踏まえ「新たな地域医療構想等に関する検討会」においてとりまとめた、「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」(別添1、2ページ上)の通りとする。

(2) 医師偏在対策について

▼本学会における審議も踏まえ「新たな地域医療構想等に関する検討会」においてとりまとめた、「医師偏在対策に関するとりまとめ」(別添2、2ページ下)の通りとする。

(3) 医療DXの推進について

①電子カルテ情報共有サービス

▼少子高齢化・人口減少が進展し、医療・介護の担い手確保が厳しくなる中で、より質が高く安全な医療を効率的に提供していくために、医療機関・薬局等で電子的な情報共有が不可欠である。そのため、必要な電子カルテ情報を医療機関・薬局等で共有する電子カルテ情報共有サービス(以下「共有サービス」)を法律に位置づけ、令和7年度(2025年度)中に本格稼働を行うべきである。

▼具体的には、

(i) 医療機関等が電子カルテ情報(3文書6情報)を社会保険診療報酬支払基金等に対して電子的に提供することができ、その旨を法律に位置づける。

法令に根拠を設けることにより、個人情報保護法の第三者提供に係る本人同意取得の例外として、3文書6情報を提供する都度の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関等が、登録された3文書6情報を閲覧する際には患者の同意を必要とする。

(ii) 支払基金等に提供された3文書6情報については、共有サービスによる医療機関等への共有するとりまとめ」(別添2、2ページ下)の通りとする。

(iii) 共有サービスの速やかな普及推進のため、地域医療支援病院、特定機能病院、その他救急・災害時における医療提供を担う病院等の管理者に対する体制整備の努力義務を設けることとする。

(iv) 次の感染症危機に備えた対応として、医師等が感染症の発生届等を共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出ることができるようになるとともに、感染症対策上必要なのは、厚生労働大臣から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)等に対して必要な電子カルテ情報等の提供を求めることができることとする。

機能的な観点から、電子カルテ等の導入を進める。システムの必要運用保守を行いながら、電子カルテ情報を登録することを踏まえ、サービス全体に要する費用をそれぞれが一定程度負担する。国においては、共有サービスに係るシステム・DB等の運用費用を、医療機関の電子カルテシステムの標準化対応の改修費用への財政補助など、サービスの立ち上げに要する費用を負担する。医療機関において、電子カルテシステムの標準化対応の改修を行うとともに、未導入の医療機関においては標準型電子カルテ等の導入を進める。また、国は、電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援について検討すべきである。

▼今後、透視情報や蘇生処置に関する情報、看護や歯科に関する情報等を共有対象に追加することについて、医療関係者の意見を聴きながら速やかに検討を進めるべきである。

また、電子カルテ情報の利用停止等を求める患者の要望がある場合には、その対応について検討を行うべきである。

▼電子カルテシステムに記録される情報の保存期間の在り方について、関係者の意見や技術的課題等を踏まえて、検討すべきである。

▼保険者の負担については、共有サービスが一定程度普及し、その効果を見極め、保険者に確実にメリットが生じるようになってからにすべきとの意見も踏まえ、速やかな普及に向けて国としてあらゆる方策を講じるべきである。

②マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化(公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認)について

▼現状において患者が公費負担医療又は地方単独医療費助成(以下「医療費助成」)を受給するためには、マイナ保険証に加えて、医療費助成に係る紙の受給者証を医療機関・薬局に提示することが必要である。その結果、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間が生じるとともに、医療機関・薬局にとっては正確な資格確認が行えないために、資格過誤請求が生じやすいなどの課題が発生している。

▼このため、マイナ保険証1枚で医療費助成のオンライン資格確認を実施できるようにすること、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間を軽減できるとともに、正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、自治体や医療機関・薬局の医療費の支払・請求に係る事務負担を軽減できるようにするなど、患者、自治体及び医療機関・薬局において様々なメリットが生じるようになる。

▼医療費助成のオンライン資格確認については、令和5年度及び6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加しているところ、メリットを全国規模で広げ、全国展開の体制を構築することが重要である。このため、自治体システムの標準化の取組の状況等を踏まえつつ、令和8年度以降、公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、支払基金又は国保連において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための法的整備を行うべきである。

▼全国展開の体制の構築以後の関連システムの管理・運用等の業務に要する費用については、福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、自治体システムの標準化の取組の状況や地域における医療機関・薬局の対応状況を踏まえつつ、医療費助成の実施主体である自治体等が負担する方向で調整を進めることが妥当と考えられる。

▼あわせて、全国展開の体制の円滑な構築に向けて、国は、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修が進むよう、環境整備を進めるとともに、自治体や医療機関・薬局に対する十分な情報提供を行うべきである。

▼なお、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))は、我が国においては、いくつかの課題があることが指摘されている。そのため、以下の対応を進めるべきである。

(i) 電子カルテ情報の二次利活用

現在構築中である共有サービスで共有される電子カルテ情報について、氏名等を削除するなどして個人が特定できない形にして、二次利用を可能とする。その際、匿名化個人情報情報の利活用を可能とする。具体的な制度設計については、医療関係団体等の関係者や利活用者の意見を踏まえながら検討する。

(ii) 医療・介護の公的

~~~~~

3面へつづく

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

別添1

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会報告書より作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築

・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

- (1) 基本的な考え方
- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
 - 新たな構想は27年度から順次開始(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
 - 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める
- (2) 病床機能・医療機関機能
- ① 病床機能
- これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告(医療機関から都道府県への報告)
- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医療及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
- 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)
- (3) 地域医療介護総合確保基金
- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加
- (4) 都道府県知事の権限
- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- 必要病床数を超過した増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める
- (5) 国・都道府県・市町村の役割
- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用
- (6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け
- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

る。法令に根拠を設けることにより、個人情報保護法の第三者提供に係る本人同意取得の例外として、3文書6情報を提供する都度の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関等が、登録された3文書6情報を閲覧する際には患者の同意を必要とする。

(ii) 支払基金等に提供された3文書6情報については、共有サービスによる医療機関等への共有するとりまとめ」(別添2、2ページ下)の通りとする。

(iii) 共有サービスの速やかな普及推進のため、地域医療支援病院、特定機能病院、その他救急・災害時における医療提供を担う病院等の管理者に対する体制整備の努力義務を設けることとする。

(iv) 次の感染症危機に備えた対応として、医師等が感染症の発生届等を共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出ることができるようになるとともに、感染症対策上必要なのは、厚生労働大臣から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)等に対して必要な電子カルテ情報等の提供を求めることができることとする。

▼共有サービスは、患者(被保険者)、医療機関、保険者、国等に一定のメリットがもたらされることを踏まえ、サービス全体に要する費用をそれぞれが一定程度負担する。国においては、共有サービスに係るシステム・DB等の運用費用を、医療機関の電子カルテシステムの標準化対応の改修費用への財政補助など、サービスの立ち上げに要する費用を負担する。医療機関において、電子カルテシステムの標準化対応の改修を行うとともに、未導入の医療機関においては標準型電子カルテ等の導入を進める。また、国は、電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援について検討すべきである。

▼今後、透視情報や蘇生処置に関する情報、看護や歯科に関する情報等を共有対象に追加することについて、医療関係者の意見を聴きながら速やかに検討を進めるべきである。

また、電子カルテ情報の利用停止等を求める患者の要望がある場合には、その対応について検討を行うべきである。

▼電子カルテシステムに記録される情報の保存期間の在り方について、関係者の意見や技術的課題等を踏まえて、検討すべきである。

▼保険者の負担については、共有サービスが一定程度普及し、その効果を見極め、保険者に確実にメリットが生じるようになってからにすべきとの意見も踏まえ、速やかな普及に向けて国としてあらゆる方策を講じるべきである。

②マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化(公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認)について

▼現状において患者が公費負担医療又は地方単独医療費助成(以下「医療費助成」)を受給するためには、マイナ保険証に加えて、医療費助成に係る紙の受給者証を医療機関・薬局に提示することが必要である。その結果、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間が生じるとともに、医療機関・薬局にとっては正確な資格確認が行えないために、資格過誤請求が生じやすいなどの課題が発生している。

▼このため、マイナ保険証1枚で医療費助成のオンライン資格確認を実施できるようにすること、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間を軽減できるとともに、正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、自治体や医療機関・薬局の医療費の支払・請求に係る事務負担を軽減できるようにするなど、患者、自治体及び医療機関・薬局において様々なメリットが生じるようになる。

▼医療費助成のオンライン資格確認については、令和5年度及び6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加しているところ、メリットを全国規模で広げ、全国展開の体制を構築することが重要である。このため、自治体システムの標準化の取組の状況等を踏まえつつ、令和8年度以降、公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、支払基金又は国保連において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための法的整備を行うべきである。

▼全国展開の体制の構築以後の関連システムの管理・運用等の業務に要する費用については、福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、自治体システムの標準化の取組の状況や地域における医療機関・薬局の対応状況を踏まえつつ、医療費助成の実施主体である自治体等が負担する方向で調整を進めることが妥当と考えられる。

▼あわせて、全国展開の体制の円滑な構築に向けて、国は、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修が進むよう、環境整備を進めるとともに、自治体や医療機関・薬局に対する十分な情報提供を行うべきである。

▼なお、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))は、我が国においては、いくつかの課題があることが指摘されている。そのため、以下の対応を進めるべきである。

(i) 電子カルテ情報の二次利活用

現在構築中である共有サービスで共有される電子カルテ情報について、氏名等を削除するなどして個人が特定できない形にして、二次利用を可能とする。その際、匿名化個人情報情報の利活用を可能とする。具体的な制度設計については、医療関係団体等の関係者や利活用者の意見を踏まえながら検討する。

(ii) 医療・介護の公的

~~~~~

3面へつづく

電子カルテ等の導入を進める。システムの必要運用保守を行いながら、電子カルテ情報を登録することを踏まえ、サービス全体に要する費用をそれぞれが一定程度負担する。国においては、共有サービスに係るシステム・DB等の運用費用を、医療機関の電子カルテシステムの標準化対応の改修費用への財政補助など、サービスの立ち上げに要する費用を負担する。医療機関において、電子カルテシステムの標準化対応の改修を行うとともに、未導入の医療機関においては標準型電子カルテ等の導入を進める。また、国は、電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援について検討すべきである。

▼今後、透視情報や蘇生処置に関する情報、看護や歯科に関する情報等を共有対象に追加することについて、医療関係者の意見を聴きながら速やかに検討を進めるべきである。

また、電子カルテ情報の利用停止等を求める患者の要望がある場合には、その対応について検討を行うべきである。

▼電子カルテシステムに記録される情報の保存期間の在り方について、関係者の意見や技術的課題等を踏まえて、検討すべきである。

▼保険者の負担については、共有サービスが一定程度普及し、その効果を見極め、保険者に確実にメリットが生じるようになってからにすべきとの意見も踏まえ、速やかな普及に向けて国としてあらゆる方策を講じるべきである。

②マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化(公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認)について

▼現状において患者が公費負担医療又は地方単独医療費助成(以下「医療費助成」)を受給するためには、マイナ保険証に加えて、医療費助成に係る紙の受給者証を医療機関・薬局に提示することが必要である。その結果、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間が生じるとともに、医療機関・薬局にとっては正確な資格確認が行えないために、資格過誤請求が生じやすいなどの課題が発生している。

▼このため、マイナ保険証1枚で医療費助成のオンライン資格確認を実施できるようにすること、患者にとっては紙の受給者証を持参する手間を軽減できるとともに、正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、自治体や医療機関・薬局の医療費の支払・請求に係る事務負担を軽減できるようにするなど、患者、自治体及び医療機関・薬局において様々なメリットが生じるようになる。

▼医療費助成のオンライン資格確認については、令和5年度及び6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加しているところ、メリットを全国規模で広げ、全国展開の体制を構築することが重要である。このため、自治体システムの標準化の取組の状況等を踏まえつつ、令和8年度以降、公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、支払基金又は国保連において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための法的整備を行うべきである。

▼全国展開の体制の構築以後の関連システムの管理・運用等の業務に要する費用については、福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、自治体システムの標準化の取組の状況や地域における医療機関・薬局の対応状況を踏まえつつ、医療費助成の実施主体である自治体等が負担する方向で調整を進めることが妥当と考えられる。

▼あわせて、全国展開の体制の円滑な構築に向けて、国は、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修が進むよう、環境整備を進めるとともに、自治体や医療機関・薬局に対する十分な情報提供を行うべきである。

▼なお、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))は、我が国においては、いくつかの課題があることが指摘されている。そのため、以下の対応を進めるべきである。

(i) 電子カルテ情報の二次利活用

現在構築中である共有サービスで共有される電子カルテ情報について、氏名等を削除するなどして個人が特定できない形にして、二次利用を可能とする。その際、匿名化個人情報情報の利活用を可能とする。具体的な制度設計については、医療関係団体等の関係者や利活用者の意見を踏まえながら検討する。

(ii) 医療・介護の公的

~~~~~

3面へつづく

度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加しているところ、メリットを全国規模で広げ、全国展開の体制を構築することが重要である。このため、自治体システムの標準化の取組の状況等を踏まえつつ、令和8年度以降、公費負担医療におけるオンライン資格確認を制度化するとともに、支払基金又は国保連において関連システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施するための法的整備を行うべきである。

▼全国展開の体制の構築以後の関連システムの管理・運用等の業務に要する費用については、福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、自治体システムの標準化の取組の状況や地域における医療機関・薬局の対応状況を踏まえつつ、医療費助成の実施主体である自治体等が負担する方向で調整を進めることが妥当と考えられる。

▼あわせて、全国展開の体制の円滑な構築に向けて、国は、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修が進むよう、環境整備を進めるとともに、自治体や医療機関・薬局に対する十分な情報提供を行うべきである。

▼なお、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))は、我が国においては、いくつかの課題があることが指摘されている。そのため、以下の対応を進めるべきである。

(i) 電子カルテ情報の二次利活用

現在構築中である共有サービスで共有される電子カルテ情報について、氏名等を削除するなどして個人が特定できない形にして、二次利用を可能とする。その際、匿名化個人情報情報の利活用を可能とする。具体的な制度設計については、医療関係団体等の関係者や利活用者の意見を踏まえながら検討する。

(ii) 医療・介護の公的

~~~~~

3面へつづく

医師偏在対策に関するとりまとめの概要

別添2

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会報告書より作成

医師偏在の是正に向けた基本的な考え方

① 医師偏在対策の総合的な実施

- 医師確保計画に基づく取組を進めつつ、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた総合的な対策を進める

② 全ての世代の医師へのアプローチ

- 若手医師を対象とした医師養成過程中心の対策から、中堅・シニア世代を含む全ての世代の医師へのアプローチ

③ へき地保健医療対策を超えた取組の実施

- 人口規模、地理的条件等から医療機関の維持が困難な地域については、医師偏在指標だけでなく、可住地面積あたりの医師数等の地域の実情を踏まえ、都道府県ごとに支援が必要な地域を明確化の上で対策を実施

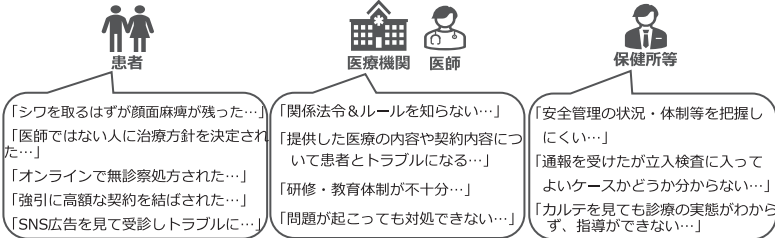
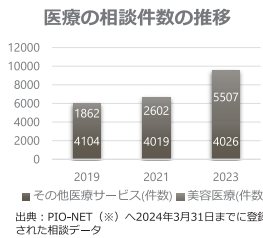
⇒「保険あってサービスなし」との事態に陥る可能性があることから、将来にわたり国民皆保険を維持し、地域の必要な医療機能を確保することが必要であり、全ての関係者が協働することが重要。

- 今後の医師偏在対策の具体的な取組
- (1) 医師確保計画の実効性の確保
- ① 重点医師偏在対策支援区域(仮称)、② 医師偏在是正プラン(仮称)
- 今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」と設定し、優先的・重点的に対策を進める
  - 重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地対協・保険者協議会で協議の上で選定(市区町村単位・地区単位等含む)。
  - 医師確保計画で「医師偏在是正プラン(仮称)」を策定。地対協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める
  - 是正プランは緊急的取組を要する事項から策定、R8年度全体策定
- (2) 地域の医療機関の支え合いの仕組み
- ① 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等
- 管理者要件として医師少数区域等での勤務経験を求める医療機関に、公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院を追加。医師少数区域等での勤務経験期間は6か月以上から1年以上に延長。施行時に柔軟な対応が必要
- ② 外来医師多数区域における新規開業希望者への地域に必要な医療機能の要請等の仕組みの実効性の確保
- 都道府県から外来医師過多数区域の新規開業希望者に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求め、協議の場合への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする
- 要請に従わない医療機関に対する医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮
- ③ 保険医療機関の管理者要件
- 保険医療機関に管理者を設け、保険診療に一定期間従事したことを要件とし(医師少数区域等は一定配慮)、責務を課す
- (3) 経済的インセンティブ
- 診療所の承継・開業、地域定着支援(緊急に先行して実施)
  - 派遣医師・従事医師への手当増額(保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える)※保険給付と関連の乏しい派遣に当たるとではないとの意見あり
  - 医師の勤務・生活環境改善、派遣元医療機関へ支援
  - ※これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援
  - 医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応をさらに検討。
- (4) 全国的なマッチング機能の支援等
- 医師の掘り起こし、現場体験、医師不足地域の医療機関とのマッチングや定着のための全国的なマッチング支援
- (5) リカレント教育の支援
- 医師の掘り起こし、現場体験、医師不足地域の医療機関とのマッチングや定着のための全国的なマッチング支援
- (6) 都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定
- (7) 医師偏在指標のあり方
- (8) 医師養成過程を通じた取組
- (9) 診療科偏在の是正に向けた取組

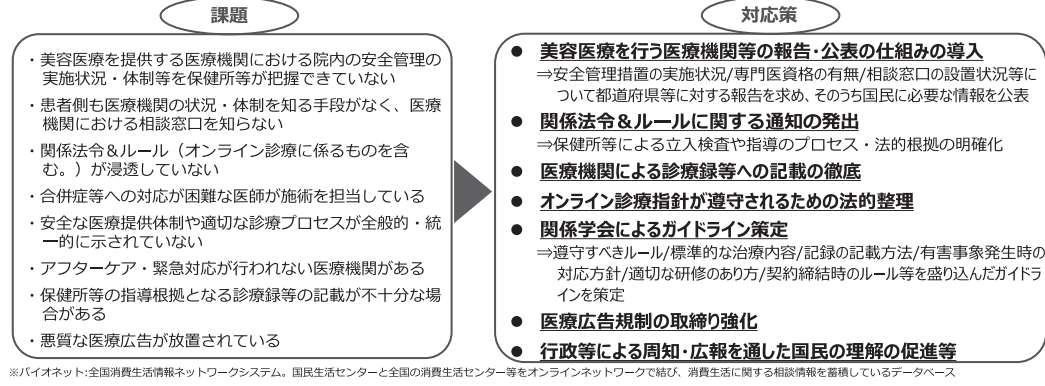
美容医療の適切な実施に関する検討会 報告書（概要）

別添3

1. 美容医療を取り巻く状況



2. 美容医療がより安全に、より高い質で提供されるに当たっての課題と対応策



2面からつづく

性がある場合」に認める

こととし、利用目的や内容に応じて必要性やリスクを適切に審査する。さらに、匿名化情報の利用に当たっては、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行いデータ自体を相手に提供しないことを基本にするとともに、匿名化情報よりも厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣による利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せて設ける。

(iii) 公的DB等の利用

公的DB等の利用申請の受付、利用目的等の審査を一元的に行う体制を整備する。

電子カルテ情報の二次利用に当たっては、電子カルテに入力された病名の取扱い等、留意すべき点があるため、今後のガイドライン等の作成においては、医療関係者等の意見を十分に聴いて検討を進めるべきである。

手続・利用環境の整備

公的DB等に研究者・企業等がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウドの情報連携基盤を構築する。情報要件や必要な機能等については、有識者の意見を聞きながら引き続き検討する。

公的DB等の利用申請の受付、利用目的等の審査を一元的に行う体制を整備する。

電子カルテ情報の二次利用に当たっては、電子カルテに入力された病名の取扱い等、留意すべき点があるため、今後のガイドライン等の作成においては、医療関係者等の意見を十分に聴いて検討を進めるべきである。

電子カルテ情報の二次利用に当たっては、電子カルテに入力された病名の取扱い等、留意すべき点があるため、今後のガイドライン等の作成においては、医療関係者等の意見を十分に聴いて検討を進めるべきである。

き点があるため、今後の

ガイドライン等の作成においては、医療関係者等の意見を十分に聴いて検討を進めるべきである。

医療等情報は機微な情報であるため、二次利用に当たって、特定の個人が識別されることや情報漏洩が生じないよう、情報セキュリティ対策に万全を期するとともに、利用・提供に当たっては、研究目的の公益性や研究内容、利用者のセキュリティ対策等を適切に審査するなど、十分な対策を講じるべきである。

また、医療等情報を用いて行われた研究の成果

また、医療等情報を用いて行われた研究の成果

についての適切な評価・

フォローアップの在り方について検討を行うべきである。

医療等情報の二次利用については、現状、国民・患者に十分理解されていない。国は、医療等情報の二次利用の意義や情報セキュリティ対策等について、国民・患者に十分周知するとともに、医療現場や介護現場の理解を得ながら、丁寧に進めるべきである。

④ 社会保険診療報酬支払基金の抜本改組

「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、支払基金について、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。

改組に当たっては、審査支払機能を適切に維持することを基本的な考え方とした上で、法人の名称、目的、業務及び組織体制について、以下の見直しを行うこととする。

(i) 名称

法人の業務（診療報酬の審査支払業務と医療DX関連業務）を適切に表現した名称を検討する。併せて、医療DXに関する有能な技術者を確保できるよう、医療DXの実施主体として相応しい名称を検討する。

(ii) 目的・業務

法人の目的に、医療DXの推進及び医療DXに関する基盤の整備・運営

を位置づけることともに、法人の本来の業務として、医療DX関連業務を位置づける。

を位置づけることともに、

法人の本来の業務として、医療DX関連業務を位置づける。

(iii) 組織体制

（運営会議（仮称）の設置）

現行の理事会に代えて、新たな意思決定機関として、「運営会議」（仮称）を設置する。運営会議は、学識経験者、被保険者、地域行政、保険者、診療担当者で構成する。保険者には地域保険の立場を代表する者を加える。

運営会議は、理事長等の役員の選任、予算・決算の作成・変更、定款・事業計画等の作成・変更、医療DX中期計画の策定、その他の重要事項の議決を所掌するものとする。

（審査支払運営委員会（仮称）の設置）

審査支払業務については、新たに「審査支払運営委員会」（仮称）を設け、これまでの理事会と同様の4者構成16人の体制で運営し、運営委員は法人の役員とする。

審査支払に関する予算・決算や事業計画等については、審査支払運営委員会の専決事項とする。（医療DXの推進体制）

現在の常勤役員である理事長・理事の中に、情報通信技術に関する高度かつ専門的な知識を有する理事（CIO）を加えることとする。医療DX関連業務については、運営会議における全体方針の決定を受けて、理事長

・CIO等が中心となつて、執行していく体制として、法令の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。

医療DX関連業務に対する国の方バナンスを適切に発揮するため、国が「医療DX総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療DX中期計画」（仮称）を策定することとする。

・CIO等が中心となつて、執行していく体制として、

法令の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。

医療DX関連業務に対する国の方バナンスを適切に発揮するため、国が「医療DX総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療DX中期計画」（仮称）を策定することとする。

また、支払基金のサイバーセキュリティ対策の強化として、重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等の発生時に、厚生労働大臣への報告を義務づけることとする。

こうした改組に当たっては、支払基金が特別民間法人であるという点や審査支払業務に従事する職員の心情等に十分配慮すべきである。また、改組後の組織運営に要する費用の負担の在り方については、審査支払業務と医療DX関連業務の両方を担っていくこと等を踏まえて、検討すべきである。

(4) 美容医療の適切な実施について

▼本部会における審議も踏まえ「美容医療の適切な実施に関する検討会」においてとりまとめた、「美容医療の適切な実施に関する報告書」（別添3、3ページ上）の通りとする。

(5) オンライン診療について

▼オンライン診療については、医療DXの推進及び医療DXに関する基盤の整備・運営

を位置づけることとともに、法人の本来の業務として、医療DX関連業務を位置づける。

医療DX関連業務に対する国の方バナンスを適切に発揮するため、国が「医療DX総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療DX中期計画」（仮称）を策定することとする。

いては医事法制上、オン

ライン診療指針等によつて法令の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。

医療DX関連業務に対する国の方バナンスを適切に発揮するため、国が「医療DX総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療DX中期計画」（仮称）を策定することとする。

また、支払基金のサイバーセキュリティ対策の強化として、重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等の発生時に、厚生労働大臣への報告を義務づけることとする。

こうした改組に当たっては、支払基金が特別民間法人であるという点や審査支払業務に従事する職員の心情等に十分配慮すべきである。また、改組後の組織運営に要する費用の負担の在り方については、審査支払業務と医療DX関連業務の両方を担っていくこと等を踏まえて、検討すべきである。

(4) 美容医療の適切な実施について

▼本部会における審議も踏まえ「美容医療の適切な実施に関する検討会」においてとりまとめた、「美容医療の適切な実施に関する報告書」（別添3、3ページ上）の通りとする。

(5) オンライン診療について

▼オンライン診療については、医療DXの推進及び医療DXに関する基盤の整備・運営

を位置づけることとともに、法人の本来の業務として、医療DX関連業務を位置づける。

医療DX関連業務に対する国の方バナンスを適切に発揮するため、国が「医療DX総合確保方針」（仮称）を定め、それに基づき、支払基金が「医療DX中期計画」（仮称）を策定することとする。

するべきである。加えて、

今後、医師と医師の間で実施する形態（D to D）等の論点についても検討を進めるべきである。

(6) その他

① 認定医療法人制度の延長について

▼認定医療法人制度の活用は進んでいないものの、医療法人全体としては、「持分なし医療法人」への移行が十分に進んでおらず、多くの「持分あり医療法人」が存在することから、認定医療法人制度を延長し、移行をさらに促進すべきである。

② 一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

▼医療法では、医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされているところ、昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている。

一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めるべきである。あわせて、自治体に対して、非営利性の確認のポイントを示すべきである。

こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。

こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。

こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。

こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。

医師の働き方改革・コンプライアンス・医業収益に大きく貢献  
Significant contributions to physician work styles, improved compliance, and increased medical practice revenues.

医師事務作業補助者

医師が本来実施すべき専門性の高い業務に専念する環境を作る中で、働き方改革を受けた戦略的な人材活用が求められています。エヌジェシーの医師事務作業補助者は、医師のタスクシフトを強力に推進し、幅広い知識と技術で、医師のパートナー、そして事務のスペシャリストとして活躍します。

ISO9001:2015 認証取得  
ISO27001:2013 認証取得

医療現場の人材確保に革新をもたらす  
We offer innovative recruiting packages for healthcare organizations.

スカウトブル派遣

ノウハウの継承や内製化の必要性から、職員を直接雇用する医療機関が増加しています。しかし、人材不足が深刻な状況で、求める人材を見つけることは極めて困難です。エヌジェシーの「スカウトブル派遣」は、将来的な正社員採用を前提に医療機関様と弊社がスタッフの人選及び目標管理手法を用いて、高いモチベーションを維持したスタッフを中長期的に紹介する新しいスタイルの派遣サービスです。人材のミスマッチや優秀な人材の流出など、雇用に関する課題を解決します。

● 本社 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新横町ビル6F  
● 東京支社 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新横町ビル6F  
● 名古屋支社 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-6-23 第三堀内ビル7F  
● 大阪支社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル22F  
● 福岡支社 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-2-2 博多東ハニービル403A

株式会社エヌジェシー  
0120-57-5963  
お気軽にお問い合わせください。

今月の一冊

今月は3冊

マティック。

一冊目はノーベル文学賞受賞ハン・ガンさんの『すべての、白いものたちの』である。読み易く、新幹線とリレーつばめで移動した佐賀県への道程とその宿舎での夕食までの一日で読了した。

小説というより詩集の感じ、韻を踏む感じ。おくるみから寿衣まで白いものづくし。産後すぐ亡くなった姉や兄の事、全体的に暗い。笑うのもしくわらうのである。陰を流るの中心にした中原中也を連想した。

ちょうど尹大統領の戒厳令騒ぎでコメントを出していた。光州事件の光州生まれなのだ。ポーランドの翻訳家ユスチナさんと友人、ナチスに殲滅されたワルシャワ蜂起の舞台も後書きで触れている。朝鮮半島は中日に、ポーランドは独露により常に侵略されてきたので、どうしても暗い文章になってしま

うのだろうか？

◇ ◇

一冊だけで評価は失礼なので、二冊目に『菜食主義者』を読む。選考委員の考えが解った。ストーリーもプロットも秀逸、場面展開も歌舞伎的というかドラ

マティック。

韓国社会の家長的儒教一家の次女が夢のお告げで菜食主義に。その為に不幸連鎖で転落していく暗い物語。少子化、学歴重視、Kor

cas No.2からJanetと同じ様に衰退する国家ではこんな物語になるのだらうと。ユッケや焼き肉の国で何で？とも。肉欲(性欲)描写もすごい。木や林、森など植物と人物との対比も視点の1つだらう。こちらを優先してお読み頂きたい。

また、お詫びをい

つ。韓国の病院建築の本を読んでいると、白色は陰陽五行説で金を表わし、韓国人のNo.1嗜好色らしい。少し感じが違ってたようだ。

◆ ◆

おせち料理は食べ飽きましたか？

た”である。広島サミ

ットでのお好み焼きなどアイデアマンであり、おもてなし上手である。

題は最近のTVなどグルメ番組で「おいしい」の連発、大安売りが料理をタメにしてしまつのではとの危惧から、やむにやまれぬ出版に至ったのである。茶道、書道と同じ「道」の域にまで高めたいとの思いに逆行するのを見かねての吐露である。

外国人に占領されない様に、地元の常連(なじみ)に部屋や席を安くして確保するなど、インバウンドバブルで浮かっている創業者、1代目で成り上りの店と老舗の「ほん

三冊目は『ほんまに「おいしい」って何やる？』(集英社)菊乃井3代目主人、村田吉弘著である。

著者は和食を世界文化遺産にした京都老舗料亭の主人である。次の世界文化遺産は国民皆保険制度と憲法第9条を唱えていた私にとつては、憎つくきりターであるが発信力・実行力などとても敵わない。」本参りまし

設。私も京都府公立大学法人の経営審議会委員でもあり、医食同源なので大賛成。料理屋や料亭は公共物とも。意識が高い。こうでなくっちゃ。

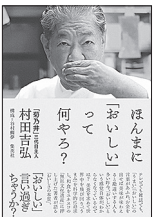
フランスは文化省が財務省よりランクが上。フレンチのユネス

コ無形文化遺産には世界中が納得、和食はかなりの苦労話。修業も学生時代にヨーロッパ遍歴、名古屋での板前修業とかかなりの苦労を笑い飛ばして記述。ネアカ人間の特徴。何事も余白80%で残心が肝腎とも(流石)。

美山荘の主人の中東氏、天龍寺平田老師、瓢亭14代目高橋氏との関わりなど恵まれた交友もあり、何と言つてもお爺ちゃん子。今は後進の育成と日本中の海で海草を育てる事業を。

近々私は菊乃井は無理なので無碍山房へお弁当を食べに行くぞ。

今回は正月9連休中、始めと終わりはゴ



『すべての、白いものたちの』

『菜食主義者』

『ほんまに「おいしい」って何やる？』

ハン・ガン／著  
斎藤眞理子／訳  
河出書房新社／刊

ハン・ガン／著  
きむ・ふな／訳  
CUN(クオン)／刊

村田吉弘／著  
集英社／刊

全国公私病院連盟

第20回「DPCセミナー」のお知らせ

全国公私病院連盟では、「第20回 DPCセミナー」を下記により開催しますので、ご参加ください。

- 期 日 : 令和7年 2 月 2 7 日(木)
- 会 場 : 「全国都市会館」3階 第2会議室  
東京都千代田区平河町 2-4-2
- 参加費 : 会員病院(1名につき) 14,300円(税込)  
: 会 員 外(1名につき) 16,500円(税込)
- 講演テーマと講師 :

|                          |                                                                              |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 10:00<br>~11:30<br>(90分) | 「診療報酬改定と今後の病院医療」<br>講師 太田圭洋氏 社会医療法人<br>名古屋記念財団 理事長                           |
| 昼食休憩                     |                                                                              |
| 12:30<br>~13:30<br>(60分) | 「診療情報管理士としての取り組み<br>— これまでと、これからと —」<br>講師 山本真希氏 国際医療福祉大学<br>三田病院 診療情報管理士    |
| 13:45<br>~14:45<br>(60分) | 「DPC制度を活用した<br>医療情報の可視化と職員の意識改革」<br>講師 辰巳哲也氏 国民健康保健南丹病院組合<br>京都中部総合医療センター 院長 |
| 15:00<br>~16:00<br>(60分) | 「病院改革と医療DX」<br>講師 長堀 薫氏 国家公務員共済組合連合会<br>横須賀共済病院 院長                           |

◆ 参加の申込方法や注意事項などの詳細は、全国公私病院連盟のホームページ <https://www.byo-ren.com/> をご覧ください。

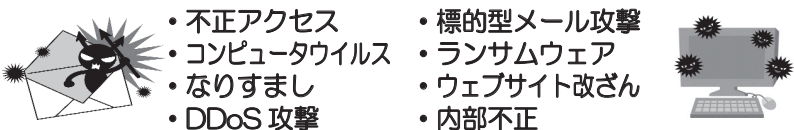
◆ お問い合わせ e-mail アドレス [seminar@byo-ren.com](mailto:seminar@byo-ren.com)  
お問い合わせ電話番号 03-6284-7180

全国公私病院連盟

『医療機関用サイバー保険』

個人情報漏えい保険からサイバー保険に変わります。

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？



- 不正アクセス
- コンピュタウイルス
- なりすまし
- DDoS 攻撃
- 標的型メール攻撃
- ランサムウェア
- ウェブサイト改ざん
- 内部不正

顧客情報・  
機密情報の漏えい

システム・  
ネットワーク停止

信用力・  
ブランド力の低下

1 契約で上記リスクを包括的に補償

近年サイバー攻撃は件数の増加、攻撃手法の複雑化により、自社管理を徹底しても防ぎきることは困難な状況となっています。

全国公私病院連盟では、会員病院向けに『医療機関用サイバー保険』をご案内しております。

「オールリスクプラン」「情報漏えい限定プラン」が選べます。

2021年7月より「個人情報漏えい保険」は販売停止となるため、2022年2月始期以降は「サイバー保険」に変わります。

＜お問 合 せ 先＞

取扱代理店

引受保険会社

株式会社 公私病連共済会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1  
食品衛生センター4 階  
TEL 03-3402-3934 FAX 03-3402-3940  
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

損害保険ジャパン 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
TEL 03-3349-5113  
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ21-06251 2021/08/30

# 病院経営の悪化が明白に

## 公私病連ニュース

発行所  
一般社団法人  
全国公私病院連盟  
東京都台東区寿4丁目15-7(〒111-0042)  
食品衛生センター7階  
TEL03(6284)7180 FAX03(6284)7181  
https://www.byo-ren.com/  
編集  
全国公私病院連盟・広報委員会  
毎月1日発行 年間購読料1,000円  
(購読料は会費に含まれます)

### 国民医療の 確保のために 病院診療報酬の 引き上げを

## 病院運営実態分析調査結果まとまる

## 経年の抑制に経費高騰が追い打ち

全国公私病院連盟が例年6月を対象に実施している「病院運営実態分析調査」(令和6年6月調査)の結果がまとまった。これによると、6月中の100床当たり「総費用」は2億4760万円、「医業費用」は2億4415万円となった一方、6月中の「総収益」は2億2538万1千円、「医業収益」は2億1960万1千円となり、総収益から総費用を差し引いた100床当たりの「総損益差額」は▲2221万9千円の赤字、医業収益から医業費用を差し引いた100床当たりの「医業損益差額」も▲2454万9千円の赤字となり、費用の増高を収入で賄えない状況となっている。同調査結果の概要は以下のとおり。

## 調査の概要

この調査は、一般社団法人全国公私病院連盟が例年6月を対象に実施している調査で、病院運営の実態を把握して病院の運営管理改善の資料とする。また、診療報酬体系改善のための資料を得ることを目的としており、調査の対象は、一般社団法人全国公私病院連盟に加盟している団体に所属する病院と本調査に協力する病院である。

この調査は、「病院経営実態調査報告」「病院経営概況調査報告書」の3冊にまとめて一般社団法人全国公私病院連盟から発刊されるが、報告書のうち「病院経営分析調査報告」と「病院概況調査報告書」は、本調査に回答した812病院で集計を行い、「病院経営実態調査報告」は、そのうち603病院で集計を行っている。

## 調査結果の概要

### (1) 平均在院日数

また、今回の調査において集計対象とした病院数は812(調査協力を依頼した病院数3113、回答率26.1%)であり、その内訳は開設者別にみると、自治体病院387(構成比47.7

52日(前年6月13.18日)となっており、開設者別にみると、自治体病院は13.18日(前年6月12.71日)、その他公的病院

は12.71日(前年6月12.42日)、私的病院は16.09日(前年6月15.54日)となっている。

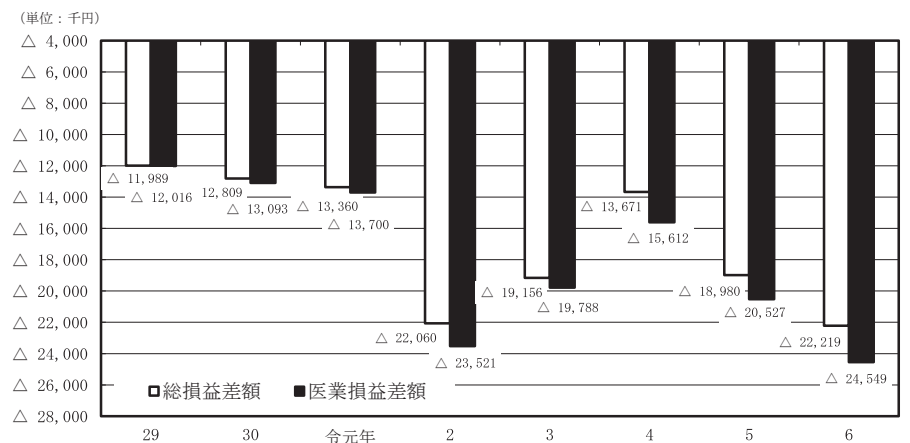
また、一般病院の病床規模別に平均在院日数の短い方から順にみると、

①600～699床10.55日、②500～599床10.86日、③400～499床11.45日、④700床以上11.79日、⑤300～399床12.71日、⑥200～299床16.16日、⑦100～199床20.90日、⑧20～99床22.05日となっている。これを開設者別病床規模別にみると表1(2ページ参照)のようになっている。

99床11.45日、④700床以上11.79日、⑤300～399床12.71日、⑥200～299床16.16日、⑦100～199床20.90日、⑧20～99床22.05日となっている。これを開設者別病床規模別にみると表1(2ページ参照)のようになっている。

また、一般病院の病床規模別に病床利用率の高い方から順にみると、①600～699床72.29%、②700床以上71.22%、③500～599床70.35%、④400～499床69.76%、⑤100～199床69.72%、⑥200～299床69.54%、⑦300～399床67.12%、⑧20～99床63.41%となっている。

100床当たり総損益差額、医業損益差額別の年次推移



## 時評

多くの病院で減益となり赤字解消への対応が喫緊の課題となっているが、同時に医療・介護の人材不足も今後の大きな問題である。

【注】国立・大学付属病院等はこの概要における掲載を省略している。



連盟 理事 髭 修 平

## 医療・介護の人材不足と外国人労働者

点で外国人労働者が初めて200万人を突破し、うち医療・福祉関係は約9万人で毎年20%の増加、特定技能としての介護は約2万人と報告されている。

令和元年に外国人の在留資格として「特定技能」が創設され、昨

必要数は今後15年間に約30万人の増加が見込まれ、国内だけで増員を賄うのは困難であり人材源として外国人労働者が注目されている。令和5年10月末時

あたるは母国との文化・宗教・ルールの違い、技術や言語の教育体制、生活のサポートなど様々な配慮が必要であるが、今後不可欠な存在として拡大する

いる鉛筆  
昨年末に令和6年の出生数が70万人を割り込むと報告された。2022年に80万人を割って以来2年間で急激な減少である。コロナ禍による婚姻数の減少が拍車をかけた。出生率もとうとう1.2を下回る。生産年齢人口の減少はすでに様々な社会事業に負の影響を与え始めている▼対策としてAIやロボットなどの活用による生産性向上への補充があるが、建設・介護・一次産業など人力が必要な職種では、移民の導入にも頼らざるを得ない。中長期滞在の在留外国人数は近年急激な増加をみている。昨年は人口比27%となり、前年より約11%増加した。移民・難民受け入れの多いドイツでは人口比17%にも上り、治安の悪化などが現実のものとなった。受け入れ制限など排外主義的な右翼政党の台頭をきたし、欧米の潮流となってきた。▼文化・風習・宗教・言語の異なる民族との共生は容易でないだろう。わが国はまだ移民を増やす余裕があるが、長期的視点を持ってその適正な規模を考える必要がある。また日本社会に適応しているようサポート体制の整備拡充が求められる。さらには、人口減少に伴う不便さについて甘受する心構えも大切だと思う。(S・S)

# 分析調査の概要

表1 一般病院の平均在院日数、開設者別、病床規模別

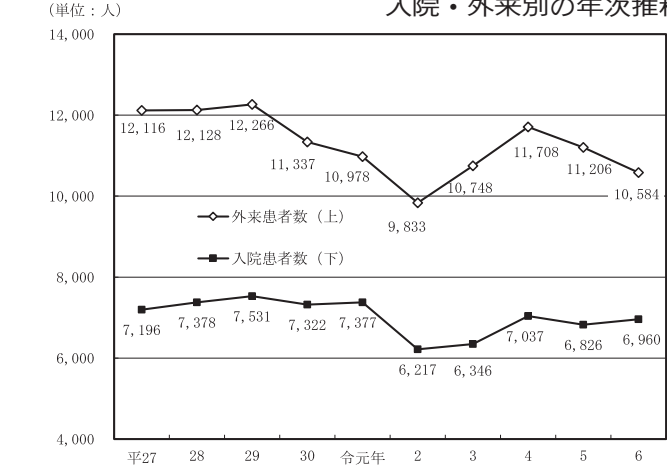
| 開設者   | 病床規模 | 総数    | 20～   | 100～  | 200～  | 300～  | 400～  | 500～  | 600～  | 700床～ |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |      |       | 99床   | 199床  | 299床  | 399床  | 499床  | 599床  | 699床  |       |
| 総数    |      | 13.01 | 22.05 | 20.90 | 16.16 | 12.71 | 11.45 | 10.86 | 10.55 | 11.79 |
| 自治体   |      | 12.50 | 27.28 | 20.95 | 15.43 | 12.49 | 11.05 | 10.80 | 10.60 | 10.98 |
| その他公的 |      | 12.56 | 33.58 | 20.88 | 14.62 | 12.75 | 11.90 | 10.50 | 10.61 | 10.77 |
| 私的    |      | 15.34 | 14.96 | 20.87 | 19.49 | 13.12 | 11.45 | 12.59 | 9.31  | 15.69 |

表2 一般病院の病床利用率、病院規模別

| 年次  | 病床規模 | 総数    | 20～   | 100～  | 200～  | 300～  | 400～  | 500～  | 600～  | 700床～ |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     |      |       | 99床   | 199床  | 299床  | 399床  | 499床  | 599床  | 699床  |       |
| 令和2 |      | 65.65 | 64.35 | 68.79 | 65.24 | 64.13 | 63.00 | 66.95 | 65.98 | 67.65 |
| 3   |      | 65.83 | 64.85 | 67.21 | 63.59 | 63.43 | 64.08 | 68.34 | 67.72 | 69.25 |
| 4   |      | 67.86 | 62.00 | 69.54 | 66.37 | 64.91 | 68.12 | 69.60 | 71.10 | 68.51 |
| 5   |      | 68.38 | 64.27 | 69.68 | 65.19 | 66.98 | 67.92 | 69.66 | 71.25 | 70.99 |
| 6   |      | 69.43 | 63.41 | 69.72 | 69.54 | 67.12 | 69.76 | 70.35 | 72.29 | 71.22 |

千円となっている。診療科別で見ると、入院で比較的高額なのは、リハビリ科55万5千円、脳神経外科42万2千円、整形外科40万1千円、神経内科39万8千円などである。DPC以外の病院における外来の平均は10万5千円となっている。診療科別で見ると、外来で比較的高額なのは、肛門外科21万6千円、消化器外科17万8千円、呼吸器内科16万2千円、泌尿器科16万3千円などである。DPCの病院における入院の平均は22万3千円となっている。診療科別で見ると、入院で比較的高額なのは、心臓血管外科48万5千円、整形外科44万6千円、循環器内科41万9千円、脳神経外科41万5千円、リハビリ科35万6千円などである。DPCの病院における外来の平均は11万2千円となっている。診療科別で見ると、外来で比較的高額なのは、泌尿器科20万2千円、呼吸器内科18万5千円、内科17万円、眼科15万5千円、消化器内科15万1千円などである。

図1 6月中の1病院当たり患者数、入院・外来別の年次推移



外来では、肛門外科2万8811円をはじめ、放射線科2万5809円、呼吸器内科2万1078円などが高額であるのに対し、最も小額なのは麻酔科の4542円である。DPCの病院における主な診療科別の患者1人1日当たり診療収入をみると、入院では心臓血管外科の16万9866円が特に高額であるのに対して、最も小額なのは精神科の2万6204円である。外来では呼吸器内科の3万8044円をはじめ、消化器外科3万4165円、外科3万348円などが高額であるのに対し、最も小額なのは麻酔科の5707円である。患者1人1日当たり診療収入を主な診療科別にみると図2および図3のようになっている。

6月中の総費用は2億4760万円(前年6月比・伸び率2.1%増)、医療費用は2億4415万円(前年6月比・伸び率1.9%増)となっている。また、医療費用のうち給与費は1億2529万円(前年6月比・伸び率3.5%増)、材料費は6362万1千円(前年6月比・伸び率2.1%減)、経費は3798万6千円(前年6月比・伸び率2.1%増)となっている。なお、材料費のうち薬品費は3843万6千円(前年6月比・伸び率2.0%減)となっており、経費のうち委託費は2011万8千円(前年6月比・伸び率6.2%増)となっている。6月中の総収益は2億2538万1千円(前年6月比・伸び率0.9%増)、医療収益は2億1960万1千円(前年6月比・伸び率0.3%増)となっている。また、医療収益のうち、入院収入は1億4659万円(前年6月比・伸び率1.9%増)、外来収入は6634万9千円(前年6月比・伸び率2.4%減)となっている。

図2-1 主な診療科別の入院患者1人1日当たり診療収入【DPC以外の病院】

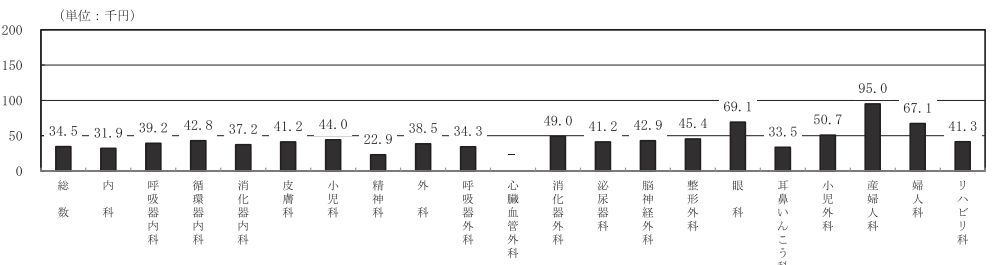


図2-2 主な診療科別の入院患者1人1日当たり診療収入【DPCの病院】

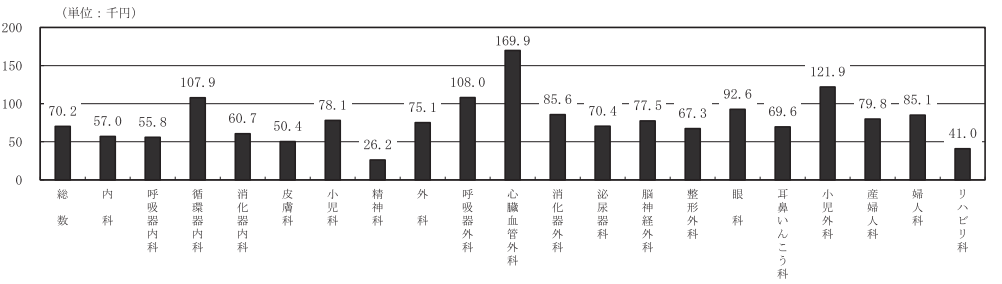


図3-1 主な診療科別の外来患者1人1日当たり診療収入【DPC以外の病院】

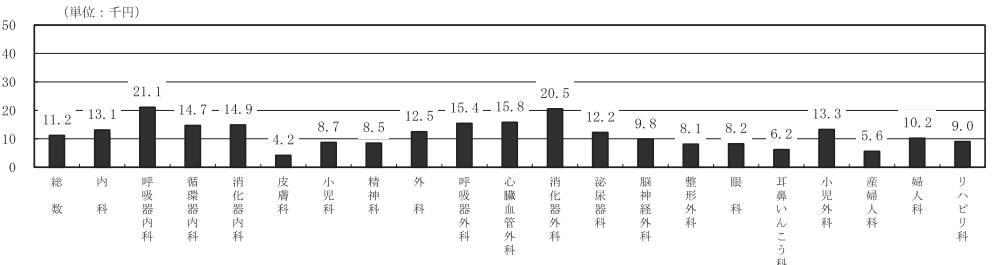
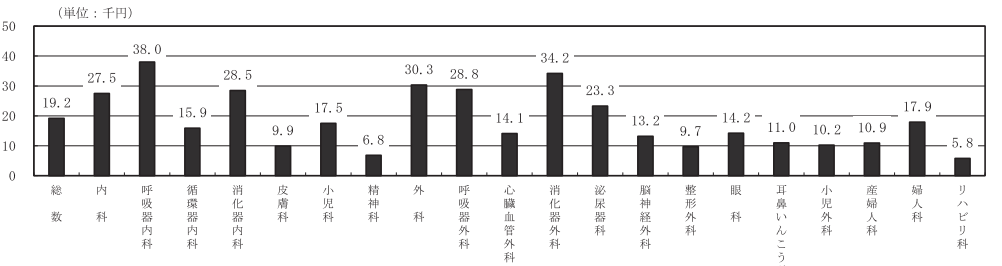


図3-2 主な診療科別の外来患者1人1日当たり診療収入【DPCの病院】



(10) 医療収益100対収支金額割合  
医療収益を100.0とした場合、総費用は112.7(前年6月11.0.7)で、前年に比して費

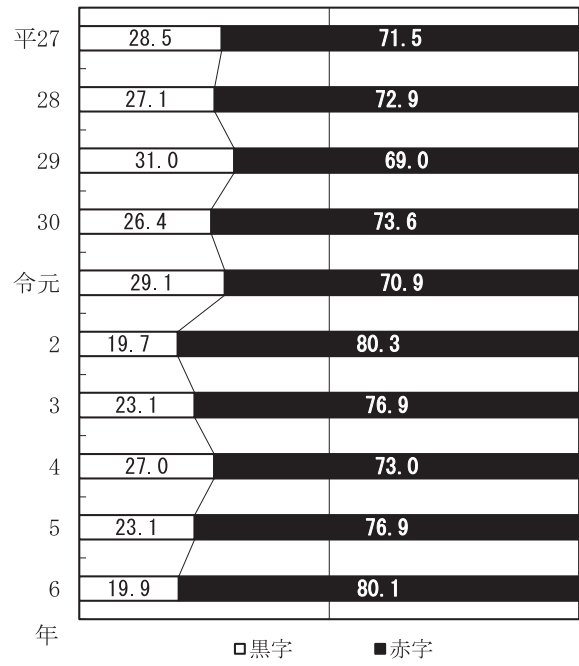
(11) 100床当たり総損益差額および医療損益  
医療収益を100.0とした場合、総費用は112.7(前年6月11.0.7)で、前年に比して費

差額の状況  
総費用は2億4760万円(前年6月比・伸び率2.1%増)であるのに対して、総収益は2億2538万1千円(前年6月比・伸び率0.9%増)となっている。その結果、総損益差額は年次別にみると図4のようになっている。

【注】他会計負担金・補助金等は総収益から控除した。また、6月1カ月分の総費用と総収益の差額により黒字・赤字状況を判断した場合の病院数の割合である。

今回の調査において3面へつづく

図5 6月1カ月分の総損益差額からみた黒字・赤字病院の数の割合(%) 年次推移



【留意事項】資料利用上

常勤職員1人当たり平均給与額は45万1千円であり、職種別にみると、医師107万9千円、看護師38万3千円、准看護師32万1千円、看護業務補助者24万3千円、薬剤師39万2千円、その他の医療技術員34万7千円、事務職員31万4千円、技能労務員27万7千円となっている。

(13) 常勤職員1人当たり平均給与月額

### の注意事項

(1) 調査における基礎数値は、6月分の集計数値または6月30日現在の数値である。

(2) 集計対象病院数が表によって異なるのは、回答がなかった設問を集計対象から除いているためである。

(3) 概要の中で、「自治体」とは、都道府県・指定都市・市町村・組合が開設する病院ならびに地方独立行政法人立の病院、「その他公的」とは、日赤・済生会・厚生連・社会保険関係団体等が開設する病院、「私的」とは、医療法人・個人等が開設する病院である。

(4) 収益・費用は、当該年度6月中に調査対象病院が提供した医療サービス(収益)および、それを提供するために消費した対価(費用)について計上することを原則とし、それ以外は以下の①④のように計上することとしている。

①前年度実績・当該年度中支払予定額の12分の1額を計上した科目

a. 前年度実績の12分の1額を計上した科目  
ア. 費用科目(医療費用中の資産減耗および特別損失、法人税・住民税)

別損失、法人税・住民税イ. 収益科目(医療外収益中の受取利息配当金、その他の医療外収入および特別利益、他会計負担金・補助金等収入)

b. 当該年度1カ年間の支払予定額の12分の1額を計上した費用科目(医療費用の経費中の租税公課、保険料および減価償却費(前年度末現在資産総額に基づいて算定された総額の12分の1額)、研究・研修費、本部費分担金、医療外費用中の支払利息)

②臨時給与(賞与等)の計上方法

令和5年度間の消費量×令和6年6月の単価×12分の1を計上

④給与費は、令和6年6月中の発生額で毎月きまて支給される給与額を計上したが、給与改定等による給与の差額を6月中に支給した場合の差額支給分は除外している。

# 令和7年6月 病院運営実態

2面からつづく

~~~~~

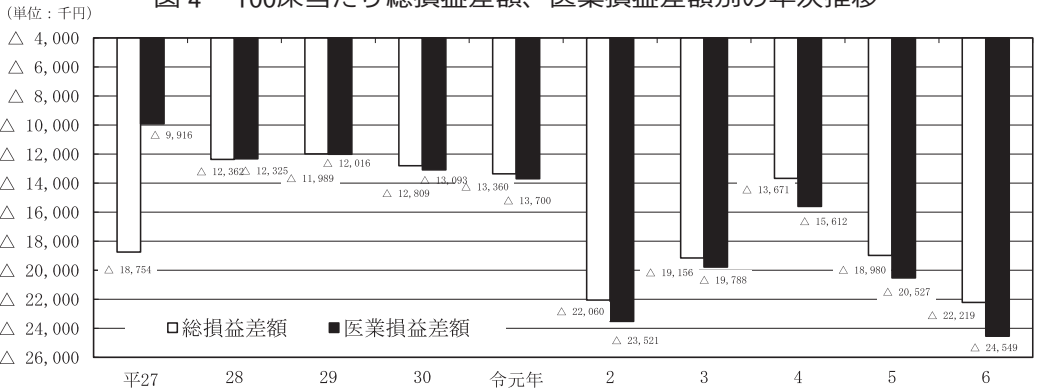
答のあった病院578院のうち19・9%(115病院)の病院が黒字となっていて、赤字病院数の割合は80・1%(463病院)であった。これを年次別にみると図5のようになっている。

表3 100床当たり収支金額、科目・年次別

(金額単位: 千円)

科 目	令和2年6月	令和3年6月	令和4年6月	令和5年6月	令和6年6月
【 費 用 】					
総 費 用	215,538	227,157	235,871	242,391	247,600
I 医業費用	212,478	223,705	233,230	239,553	244,150
1. 給 与 費	111,738	115,390	119,324	121,033	125,290
2. 材 料 費	52,839	58,591	62,850	64,980	63,621
うち薬品費	32,309	35,565	37,425	39,202	38,436
3. 経 費	32,039	33,805	35,415	37,214	37,986
うち委託費	16,761	17,844	18,613	18,939	20,118
4. 減価償却費	13,673	13,814	13,600	14,118	14,941
5. 資産減耗損	229	244	187	194	216
6. 研究・研修費	900	793	810	840	883
7. 本部費分担金等	1,059	1,068	1,045	1,173	1,213
II 医業外費用	2,407	2,165	2,119	2,127	2,775
III 特別損失	653	1,287	521	711	675
【 収 益 】					
総 収 益	193,478	208,001	222,200	223,411	225,381
I 医業収益	188,957	203,917	217,618	219,026	219,601
1. 入院収入	124,498	130,718	142,044	143,843	146,590
2. 室料差額収入	2,111	2,049	2,200	2,210	2,325
3. 外来収入	58,832	65,883	68,491	67,995	66,349
4. 公衆衛生活動収入	1,227	2,184	1,888	1,936	1,663
5. 医療相談収入	1,981	2,352	2,365	2,599	2,252
6. その他の医業収入	308	730	630	444	421
II 医業外収益	4,016	3,204	3,622	3,681	4,955
III 特別利益	505	880	960	704	825
総収益 - 総費用	△ 22,060	△ 19,156	△ 13,671	△ 18,980	△ 22,219
医業収益 - 医業費用	△ 23,521	△ 19,788	△ 15,612	△ 20,527	△ 24,549
総費用/総収益×100	111.4	109.2	106.2	108.5	109.9
医業費用/医業収益×100	112.4	109.7	107.2	109.4	111.2
病 院 数	659	593	500	520	578
平 均 病 床 数	295	299	320	310	310

図4 100床当たり総損益差額、医業損益差額別の年次推移



全国公私病院連盟から新刊のご案内

発刊：一般社団法人 全国公私病院連盟

収支の状況を統計的に把握!!

病院経営実態調査報告

内容：経営収支の状況、医療収支の状況 など

(定価 12,000 円+税
A4 版 約 780 ページ)

経営上の指標を量的・質的に分析!!

病院経営分析調査報告

内容：患者 医師1人1日当たり診療収入 など

(定価 16,000 円+税
A4 版 約 750 ページ)

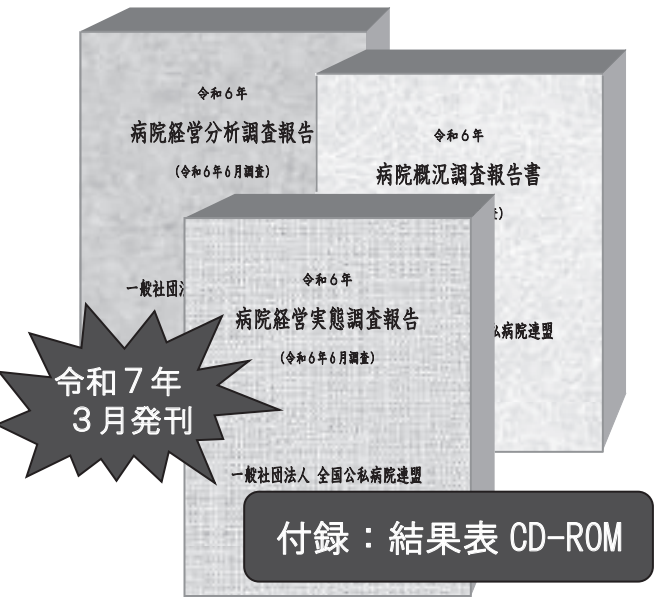
令和6年
6月調査

病院概況調査報告書

内容：病床利用率、在院日数、施設状況 など

(定価 18,000 円+税
A4 版 約 670 ページ)

全国公私病院連盟のホームページから調査結果の概要がご覧になれます



ご購入の際は全国公私病院連盟のホームページからお求めください。 <https://www.byo-ren.com/>

今月の一冊

今月は2冊

今年の正月は日並ひで9連休だったので読書が捗った。沢山未読の贈呈本などを消化した。その中で一番面白く、また認識を新たに

いざらいに話している。饒舌は有名で病院団体も乾杯前にはやらせないとの暗黙の内規。2022年の英子お嬢さんの選挙の折、礼子夫人と笹野貞子元議員(党派は異なるが女性議員を増やす会のリーダーでもある)と私の京都オフィスにお見えになった時は約2時間半熱弁を振るわれた。

第一声は「先輩久し振りがしていたので「大学は違っても2年先輩ですから」に始まり、最後の「1票でも多くよろしく」まで。これでは出陣式の東京国際フォーラムに行かざるを得ない。

英子議員は自治体病院議員連盟のコアメンバー。畏友黒川清先生の教え子、市立青梅総合医療センターの当時の原院長(後に全自病協副会長)のもとで卒後研修、達増拓也岩手県知事や花角英世新潟

の活躍も素晴らしい。私の居た田舎へもお見えになり「病院学会で挨拶させて」と。現職議員でも紹介だけだったので、交流会の二次会でお願ひしたが、ここでも「かつばえびせんが止まらなかった。国民新党で金融担当大臣も。地元愛も抜群で北九州空港など多くの功績。もっと軽い方かと思っていたが、ずっとずっと凄い人だったと脱帽。総理になる初医師にもとは私の初夢に?分厚いが是非お読み下さい。(437ページ・2900円十税)

2冊目は『医療&介護 職場のルールBOOK OK!社会人の基本、仕事のルール、職場の』

『自見庄三郎回顧録 郵政民営化を止めた男』伊藤隆/編 自見庄三郎/著 中央公論新社/刊

『医療&介護 職場のルールBOOK 社会人の基本、仕事のルール、職場のマナー150カ条』人事マネジメント研究所 鷹取敏昭/監修・著 日本経営協会 岡本真なみ・名南経営コンサルティング 福岡みゆき/共著 医学通信社/刊

『自見庄三郎回顧録 郵政民営化を止めた男』伊藤隆/編 自見庄三郎/著 中央公論新社/刊

『医療&介護 職場のルールBOOK 社会人の基本、仕事のルール、職場のマナー150カ条』人事マネジメント研究所 鷹取敏昭/監修・著 日本経営協会 岡本真なみ・名南経営コンサルティング 福岡みゆき/共著 医学通信社/刊

『自見庄三郎回顧録 郵政民営化を止めた男』伊藤隆/編 自見庄三郎/著 中央公論新社/刊

『医療&介護 職場のルールBOOK 社会人の基本、仕事のルール、職場のマナー150カ条』人事マネジメント研究所 鷹取敏昭/監修・著 日本経営協会 岡本真なみ・名南経営コンサルティング 福岡みゆき/共著 医学通信社/刊

全国公私病院連盟

役員会だより

期日 2月14日(金)
会場 WEB開催

【主な報告事項】

- ①日病協「代表者会議」(1月24日) 概要について
②令和7年度「事業計画(案)」について (7月にWEB開催)
③令和7年度「理事等」の日程について
④令和7年度「定時総会」について
- ⑤第35回「診療報酬請求事務セミナー」(7月にWEB開催)
⑥全国公私病院連盟「DPCセミナー」(2月27日)開催案内
- ⑦名義後援の使用許可申請について
- 【主な事務連絡】
①第20回「DPCセミナー」(2月27日)開催案内
- 以上

第35回「診療報酬請求事務セミナー」ご案内

全国公私病院連盟では、「第35回診療報酬請求事務セミナー」を開催します。病院関係職員皆様のご参加をお待ちしております。

第35回診療報酬請求事務セミナー
WEBセミナー (オンデマンド配信)

視聴期間 令和7年7月1日(火)～7月31日(木)

※配信期間が前後する場合がございます。



講演1 2024年度診療報酬改定の振り返りとその後発出された変更通知や180分 疑義解釈、期中改定の内容と対応策

講師 (株)ASK診療報酬研究所 代表取締役 中林 梓 先生

※収録日: 6月3日



講演2 精神科医療の2024年改定の振り返りと2026年改定に向けた対応策120分

講師 (株)リンクアップラボ 代表取締役 酒井 麻由美 先生

※収録日: 6月4日

申込方法

- ・本連盟HP内のWebフォームよりお申込ください。
- ・4/30までに申込の方に限り、中林先生・酒井先生への質問を皆様から事前に募ります。
- ・申込受付後、5営業日以内にメールにて請求書と質問専用フォームURLをご案内いたします。
- ・全ての質問に回答できない場合もございますので、ご了承ください。
- ・質問締切後、視聴期間中もお申し込みは可能です。

全国公私病院連盟



参加費用 下記団体に加盟している病院(会員病院) 1施設につき 11,000円(税込)

- ・全国自治体病院協議会
- ・全国公立病院連盟
- ・全国厚生農業協同組合連合会
- ・日本赤十字社病院長連盟
- ・全国済生会病院長会
- ・岡山県病院協会
- ・日本私立病院協会
- ・日本公的病院精神科協会

上記団体以外の病院(非会員病院) 1施設につき 13,200円(税込)

申込・振込期限 視聴期間終了日まで申込・振込可能

【視聴時の注意事項】

- ▶職場やご自宅で視聴できます。スマートフォンやタブレットでもご視聴いただけます。
- ▶期間中は同一施設内であれば、何名様でも何度でもご視聴いただけます。
- ▶録画のため講師への質疑応答はできませんので、ご了承ください。
- ▶資料はPDFで公開予定です。ダウンロード・プリントアウトしてご利用ください。
- ▶動画及び資料の無断転載や複製等を禁止します。
- ▶視聴機器、インターネット環境はご自身でご用意ください。

お問合せ先



一般社団法人
全国公私病院連盟

〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7 食品衛生センター7階
Mali: seminar@byo-ren.com

全国公私病院連盟の会員病院向け保険制度のご案内

雇用慣行賠償責任保険

「ハラスメント」「雇用問題」に対する備えは万全ですか？

雇用上の差別・各種ハラスメント・不当解雇等、雇用慣行に関連する賠償請求のケースは多岐に渡ります。また、雇用慣行賠償リスクはマネジメントレベルの管理では防ぎきれない性質が強く、有事の際の費用や、対応体制の構築も同時にご検討されることをおすすめします。

使用者賠償責任保険

労働災害補償制度とは別に、民法上の責任が発生した場合の高額補償に備えませんか？

労働災害に認定された場合であって、その災害について事業主の過失をめぐって争われるような場合は、民法上の損害賠償責任が問題となるケースが増えています。

保険期間: 2024年11月1日～2025年11月1日

※いつからでも中途加入が可能です。

＜お問合せ先＞

取扱代理店

引受保険会社

株式会社 公私病連共済会

〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7

食品衛生センター7階

TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

損害保険ジャパン 株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5113

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

★ 保険の詳細内容は、パンフレットを「全国公私病院連盟ホームページ (https://www.byo-ren.com)」の「保険のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。右記のQRコードからのアクセスも可能です。



SJ24-05793 2024/08/07